

世田谷区特別支援教育推進計画

(第2期：平成30(2018)年度～平成33(2021)年度)

平成30(2018)年3月

世田谷区教育委員会

はじめに

世田谷区では、障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な指導や必要な支援の充実に取り組んでまいりました。

特別支援教育が本格的に始まった平成19年度において、特別支援学級の在籍者数は約700人でしたが、現在は1,500人を超える子どもたちが学んでおり、特別支援教育が着実に浸透してきている状況をうかがうことができます。

この間、障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行など、特別支援教育をめぐる環境は大きく変化しました。条約に規定されたインクルーシブ教育システムの理念に基づく取組みや、合理的配慮の提供などについて的確に対応するため、「第2次教育ビジョン」の重点事業に特別支援教育を位置づけ、充実を図ってきました。また、平成27年には、10年程度を見据えた「考え方」や目指すべき「取組みの方向」を「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」としてとりまとめました。さらに、平成28年には、具体的な行動計画として特別支援教育推進計画（第1期）を策定し、人的支援体制の充実や「特別支援教室」の全小学校導入など、積極的に取り組みました。この第1期計画に基づく取組みにより、多くの成果を挙げることができましたが、障害のある人と障害のない人が互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える共生社会を形成していくためには、障害のある子ども一人ひとりの能力や可能性を伸長する特別支援教育をさらに充実し、社会参加を促進していく必要があります。また、障害のある子どもの周りにいる教職員、子ども、保護者、地域の人々の障害者理解をさらに深めていく必要があります。

世田谷区ではこのような状況の中、次期特別支援教育推進計画を策定するための検討委員会を平成29年6月に設置しました。「第2次教育ビジョン」の基本方針の一つである「地域とともに子どもを育てる教育の推進」や、「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」で定めた基本的な「考え方」を踏まえ、今後も継続して取り組むべき施策や新たに対応すべき課題について検討し、このたび特別支援教育推進計画（第2期）をとりまとめました。

今後、本計画の推進により、子どもたちがいきいきと充実した学校生活を送ることができるよう、そして将来の社会参加に向け、それぞれの持てる能力を伸長できるよう取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

目 次

1 特別支援教育をめぐる動き	1
2 世田谷区特別支援教育推進計画（第1期）を振り返って	2
3 計画の位置づけ及び計画期間	9
4 第2期計画の内容	
(1) 本計画における対象	11
(2) 世田谷型インクルーシブ教育システムを支える体制の推進	11
(3) 第2期計画の体系図	12
(4) 具体的な取組み内容	
特別支援教育の推進体制の充実	
【1】学校（園）における支援体制の充実	
特別支援教育コーディネーター機能の充実	14
【2】通常の学級における人的支援	
学校包括支援員の充実	16
非常勤講師（教科の補充指導）の充実	17
支援要員の充実	18
大学生ボランティアの充実	18
幼稚園介助員の充実	19
地域ボランティア制度の構築	20
【3】特別支援学級における人的支援	
特別支援学級支援員の充実	21
介添員の充実	22
【4】校（園）外から学校（園）を支援する体制	
特別支援教育巡回チームの設置・運営	23
教育支援チームの拡充	24
【5】切れ目のない一貫した支援	
支援情報の引継ぎ	25
関係機関との連携	26
医療的ケア児への支援	27
個に応じた教育環境の充実	
【6】多様な学びの場や機会の充実	
特別支援学級等の整備	29
興味・関心事や才能を活かした教育に関する研究・実施	31

【 7 】発達障害教育の推進	
小学校「特別支援教室」の運営	3 2
中学校「特別支援教室」の導入・運営	3 3
自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置・運営	3 4
【 8 】教材・教具の整備	
タブレット型情報端末の整備	3 6
特別支援教育の指導の充実	
【 9 】教員の資質・専門性の向上	
教員研修の実施	3 7
教育研究活動（教材開発・研究を含む）の実施	3 8
専門性向上プロジェクトの実施	3 8
共生社会に向けた教育の推進	
【 10 】障害者理解教育の推進	
人権や多様な個性を尊重する教育	4 0
交流及び共同学習等の充実	4 1
保護者や学校関係者への理解啓発	4 2

資料編

1 世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）検討委員会設置要綱	4 7
2 世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）検討委員会名簿	4 8
3 世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）検討委員会検討経過	4 9
4 世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方の概要	5 0
5 「世田谷区教育総合センター構想」概要	5 2
6 「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」概要	5 4
7 主な特別支援教育関係機関の一覧	5 6
8 区立特別支援学級・都立特別支援学校の一覧	5 7
9 特別支援学級等児童・生徒数の推移	6 0
10 世田谷区の特別支援教育推進体制（第2期計画に基づく取組み後のイメージ）	6 2

1 特別支援教育をめぐる動き

平成19年に、学校教育法等の一部を改正する法律の施行を受け、障害のある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う「特別支援教育」を開始

平成23年に、障害者基本法の改正。「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」などを規定

平成24年7月に、中央教育審議会の特別支援教育の在り方に関する特別委員会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。」「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」「すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を教員養成段階で身につけることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」などを報告

平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」を制定。平成28年4月施行

平成25年9月に、平成24年の中央教育審議会報告で「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたことなどを踏まえ、学校教育法施行令にて就学に関する所要の改正

平成26年1月20日に「障害者の権利のための条約」の批准書を寄託し2月19日から効力発効。条約第24条には「インクルーシブ教育」の規定

平成26年3月に、「第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画」を策定。特別支援教育を今後10年間で重点的に取り組む事業に位置づけることを明記

平成27年3月に「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」を策定。今後10年程度を見据えた基本的な「考え方」や「取組みの方向」を明記

平成28年4月に、「世田谷区特別支援教育推進計画（第1期）」を策定。「あり方」で設定したリーディング事業をさらに拡充し、平成28年度から平成29年度までの2年間にわたる事業活動について規定

平成28年4月に、区立小学校全校に「特別支援教室」を設置。発達障害等の児童に対する指導・支援の充実

2 世田谷区特別支援教育推進計画（第1期）を振り返って

世田谷区では、平成28年4月に策定した「世田谷区特別支援教育推進計画(第1期)」(以下、「第1期計画」といいます。)に基づき、様々な施策展開を図ってきました。

これまでの主な取組みの成果や課題、第2期計画へ引継ぐ内容について整理しました。

(1) 特別支援教育の推進体制における主な成果

平成27年度（第1期計画策定前）	平成29年度（見込み）
学校における支援体制	特別支援教育コーディネーターの活動環境整備 ・小学校 授業代替講師等の配置 週2時間
通常の学級における支援	学校包括支援員の配置 91人(1校に1人) 非常勤講師(教科の補充指導)の配置 全校 24,632時間 支援要員の配置 43,344時間 地域ボランティア制度モデル事業の実施及び検証 ・要約筆記ボランティアモデル事業の実施及び検証 ・小1サポーターモデル事業の実施及び検証
校(園)外から学校(園)を支援する体制	教育支援チームの実施 ・臨床心理士等の配置 1人 ・スクールソーシャルワーカーの配置 2人 ・弁護士の活用 ・医師の活用
途切れのない支援体制	支援情報の引き継ぎ ・「就学支援シート」「就学支援ファイル」「個別の教育支援計画」による引き継ぎの実施
	支援情報の引き継ぎ 普及・促進

[学校における支援体制]

校（園）内の特別支援教育推進体制の中心的な役割を担う、特別支援教育コーディネーター機能を充実するため、特別支援教育コーディネーターとしての役割や基礎的な知識の習得、校内委員会の運営方法など、実践的な研修を毎年度実施し、資質や専門性の向上を図りました。

また、小学校においては「特別支援教室」を全校に導入したことに伴い、就学相談等の業務が増加したため、授業代替講師等を配置し、特別支援教育コーディネーターが活動しやすい環境の整備に取り組みました。

[通常の学級における支援]

世田谷区では、特別支援教育を取り巻く環境の変化に加え、通常の学級に対する人的支援のニーズが高いことから、世田谷区新実施計画事業に位置づけられていた学校包括支援員の増員計画を前倒し、平成28年度より1校に1人の配置を行っています。

教科の補充指導を行う非常勤講師についても配置時数を拡充し、個に応じた支援の充実に向け取り組んでいます。

また、障害者差別解消法の施行を踏まえ、学校包括支援員だけでは対応することができない、児童・生徒の安全確保や学校生活における介助の実施などについて、支援要員の配置時数を大幅に拡充し、合理的配慮の提供を実施しています。

さらに、地域ボランティアと協働し、聴覚障害のある児童・生徒のための学校要約筆記ボランティアモデル事業や小1サポートモデル事業を実施しています。モデル事業の実施に伴い、児童・生徒の学力向上や安定した学校生活につながっている状況が見られます。

[校（園）外から学校（園）を支援する体制]

学校（園）だけでは解決が困難な課題について、深刻化の防止や早期解決を図るため、心理や法律などの専門的立場から助言を行う教育支援チームを設置し、支援する取組みを進めました。

[途切れのない支援体制]

幼稚園・保育所等の就学前機関における子どもの様子や支援の方法を、区立小学校等へ円滑に引き継ぐための「就学支援シート」や、就学相談の過程で得られる様々な情報を学校へ引き継ぐための「就学支援ファイル」、また、小・中学校入学後は学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用し、途切れのない支援を実施できるよう取り組みました。

(2) 特別支援学級における指導・支援の主な成果

平成 27 年度（第 1 期計画策定前）	平成 29 年度（見込み）
小学校「特別支援教室」の全校導入（平成 28 年 4 月～）	
小学校情緒障害等通級指導学級の整備・充実 計 13 校	小学校「特別支援教室」拠点校の整備・充実 計 18 校 小学校情緒障害等通級指導学級 13 校は、「特別支援教室」拠点校へ移行 小学校「特別支援教室」初期整備（簡易工事の実施及び教材等の購入） 計 63 校 発達障害に関する理解啓発の実施 保護者向けリーフレットの作成・配付 対象児童の増加に対応するための非常勤講師配置 18 校 12,950 時間 臨床発達心理士等の巡回支援（東京都）各校年 40 時間 特別支援教室専門員（非常勤）の配置（東京都）各校 1 人配置 タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施及び導入に向けた検討 計 12 台
特別支援学級の整備・充実	
特別支援学級（上記以外）の整備・充実 計 39 校	特別支援学級の整備・充実 計 40 校

[小学校「特別支援教室」の全校導入]

発達障害等の児童に対する指導や支援を充実するため、平成 28 年度から小学校全校に「特別支援教室」を導入しました。児童一人ひとりの通常の学級における教育的なニーズを踏まえ、「特別支援教室」ではソーシャルスキルトレーニングや教科の補充などの特別な指導を実施し、児童が充実した学校生活を送ることができるよう取り組みました。

「特別支援教室」の整備については、全ての小学校で指導できるように教室を確保し、必要に応じた簡易間仕切り工事の実施や指導に必要となる教材や備品等の整備を全校で行いました。また、巡回指導の拠点となる小学校については、情緒障害等通級指導学級から移行した 13 校に加え新たに 5 校を整備し、合計 18 の巡回グループで運営しています。

「特別支援教室」の導入にあたり、教職員やクラスメイト、保護者、地域の人々が学び方の違いを受け止め、理解していくことが重要であると考え、理解啓発を実施しました。児童一人ひとりの個性や成長のペースはそれぞれ異なり、自分に合った学習方法やペースも一人ひとり違うことがあることから、学び方の違いを個性や発達の多様性ととらえ、個に応じた指導をしていくことが大切であることを伝えています。

在籍校で指導を受けることが可能となったことなどから、「特別支援教室」を利用する児童が大幅に増加しました。こうした状況に適切に対応するため、東京都から配置される巡回指導教員に加え、区費講師の配置などに取り組みました。

「特別支援教室」の利用にあたって必要となる就学相談の件数も大幅に増加しましたが、在籍校の校内委員会を活用する方式の導入や心理教育相談員の増員などにより、対象児童の早期支援につながるよう努めました。

児童の特性や支援方法の助言を行う臨床発達心理士等の巡回支援や、通常の学級との連絡調整や「特別支援教室」の各種運営補助を行う特別支援教室専門員の活用を図り、学校全体で支援していくよう取り組むとともに、タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施を行っています。

〔特別支援学級の整備・充実〕

対象生徒数の増加や中学校「特別支援教室」の導入を視野に入れ、平成29年4月に中学校の情緒障害等通級指導学級を1校開設しました。

(3) 教材・教具の充実、障害者理解の推進及び「合理的配慮」への対応における
主な成果

平成27年度（第1期計画策定前）	平成29年度（見込み）
タブレット型情報端末を活用した指導の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級 4校・6学級・51台（計52台） ・特別支援教室【再掲】 1グループ・12台（計12台） 	→
交流及び共同学習の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習の実施 ・副籍交流の実施 	→
医療的ケアに関する検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な児童・生徒の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアに関する体制の検討

[タブレット型情報端末を活用した指導の充実]

児童・生徒の学習意欲や学力等の向上を図るとともに、障害の状態や特性に応じた指導を充実するため、タブレット型情報端末モデル事業の実施に取り組みました。

[交流及び共同学習の推進]

誰もが互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域共生社会の実現に向け、次世代を担っていく児童・生徒が、障害者理解を深めていくことができるよう、「交流及び共同学習」や「副籍交流」などを実施しました。

[医療的ケアに関する検討]

世田谷区では国の動きを注視するとともに、全庁的な検討とあわせて、平成28年度は医療的ケアに関する総合的な研究を、平成29年度には体制等の検討を行っています。

(4) 第 1 期計画における主な現状、課題及び第 2 期計画へ引継ぐ内容

通常の学級における人的支援体制

障害者差別解消法の施行やインクルーシブ教育システム（障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みなど）の構築など、特別支援教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、通常の学級における人的支援の大幅な拡充を行いました。これらの取組みにより、配慮を要する児童・生徒の学習活動の向上や授業内容の理解促進など、様々な教育的効果が現れています。

一方、発達障害をはじめ、配慮を要する児童・生徒の増加等に伴い、通常の学級における人的支援のニーズは依然として高い状況にあります。また、配慮を要する児童・生徒の人数や状態は各校によって異なるため、これらの状況に応じた支援員等の配置や人的支援を担う人材の確保が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、第 2 期計画では、地域ボランティアや大学生ボランティアの活用、児童・生徒の状態に応じた支援員等の配置、人材確保の方策等について検討し、より一層充実を図ります。

特別支援学級における指導・支援

在籍校で発達障害等の児童に対する適切な指導が行えるよう、区立小学校全校に「特別支援教室」を整備しました。「特別支援教室」の導入により、在籍学級担任と巡回指導教員の連携強化や、発達障害等に関する理解促進など、様々な成果が挙がっています。

障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた特別支援教育を充実するためには、特別支援学校、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある支援の場を整備していくことが重要です。

発達障害等の児童・生徒の中には、「特別支援教室」や通級による指導では、十分にその成果を挙げることが難しい児童・生徒も一定程度在籍しているため、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の整備が求められています。

また、区立中学校における「特別支援教室」の全校導入や、知的障害学級（固定）言語障害学級（通級）の地域バランスに応じた設置に関する課題もあります。

そのため、第 2 期計画においても、児童・生徒の増加の推移や、障害種別、学級形態、地域バランス等を考慮しながら、特別支援学級等の整備を計画的に進めます。

教材・教具の充実

教材・教具の整備については、基礎的環境整備の視点から標準化すべきものと、障害種別や各学級に在籍している児童・生徒の教育的なニーズに応じて整備すべきものとに分けて考えていく必要があります。

世田谷区では、特別支援学級の全学級へのパソコン及び周辺機器、大型提示装置等を整備するとともに、タブレット型情報端末モデル事業の実施等に取り組んでいますが、ＩＣＴを活用した授業は、視覚的な支援を行いやすいなど、障害のある児童・生徒の理解促進に大きな効果があります。

また、タブレット型情報端末には、拡大・縮小する機能や文字の音読機能など、様々な便利な機能があり、障害のある児童・生徒がこれらの機能を、それぞれの障害の状態に応じて活用できるようになることは、学力向上のみならず、生活上の困難の克服にも役立ちます。

第2期計画ではモデル事業の実施状況を踏まえ、ＩＣＴの活用に関する教員の知識・技能のさらなる向上に努めるとともに、タブレット型情報端末の整備を進めます。

障害者理解の推進

世田谷区では、これまでにも「交流及び共同学習」や「副籍交流」などに取り組んできました。また、「特別支援教室」の区立小学校全校導入にあたっては、教職員やクラスメイト、保護者等に対し、「子どもたち一人ひとりの個性や成長のペースはそれぞれ異なっていること」、「自分に合った学習方法やペースも一人ひとり違いがあること」、「学び方の違いを個性や発達の多様性ととらえ個に応じた指導が大切であること」などの理解啓発を行いました。

平成28年7月に発生した、神奈川県相模原市の障害者支援施設での痛ましい事件を踏まえ、次世代を担う子どもたちに対する障害者理解教育はますます重要になっています。

さらに、東京都が推進している「オリンピック・パラリンピック教育」では、子どもたちに特に身に付けてほしい資質の一つに「障害者理解」が挙げられており、障害者理解の学習・体験や障害者との交流を通じて、障害を理解する心のバリアフリーの浸透を目指しています。

こうした状況を踏まえ、第2期計画では、人権教育や道徳教育等を通じた「人権や多様な個性を尊重する教育」、「特別支援学級等と通常学級の子どもたちの交流」、「保護者や学校関係者への理解啓発」などを実施し、障害者理解教育の充実に向け取り組みます。

3 計画の位置づけ及び計画期間

世田谷区では、平成26年3月に策定した「第2次世田谷区教育ビジョン」において、「ニーズに応じた特別支援教育の推進」を今後10年間の重点事業に位置づけています。

さらには、同年の「障害者の権利のための条約」発効や平成28年4月の「障害者差別解消法」施行など、特別支援教育を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、平成27年3月に「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」として、10年程度を見据えた方針をとりまとめました。

特別支援教育推進計画は、「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」で定めた「考え方」や目指すべき「取組みの方向」の実現に向けた具体的な行動計画です。第1期計画は平成28年度から平成29年度までの調整計画でしたが、第2期計画は平成30年度から平成33年度までの4年間にわたる、区立小・中学校・幼稚園における事業活動について規定するものです。

本計画は、次の諸計画等との調和や整合性が保たれた計画とします。

世田谷区の計画等

第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画

世田谷区教育総合センター構想

世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン

世田谷区不登校対策アクションプラン

世田谷区教育の情報化推進計画・第1期行動計画

世田谷区基本計画及び世田谷区新実施計画

せたがやノーマライゼーションプラン、第5期世田谷区障害福祉計画

世田谷区発達障害支援基本計画

東京都の計画

東京都特別支援教育推進計画（第2期）・第1次実施計画

東京都発達障害教育推進計画

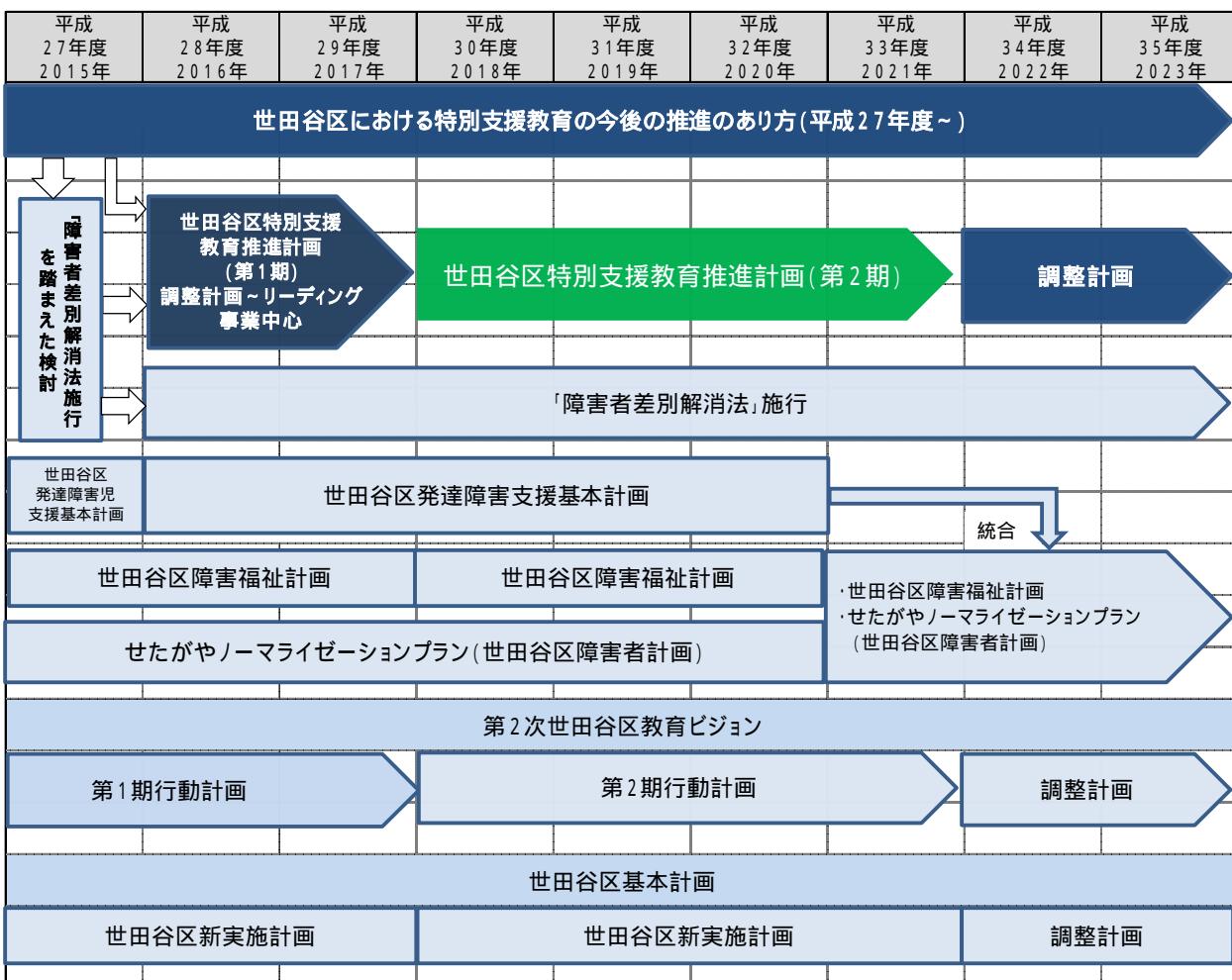
その他法令等

障害者基本法

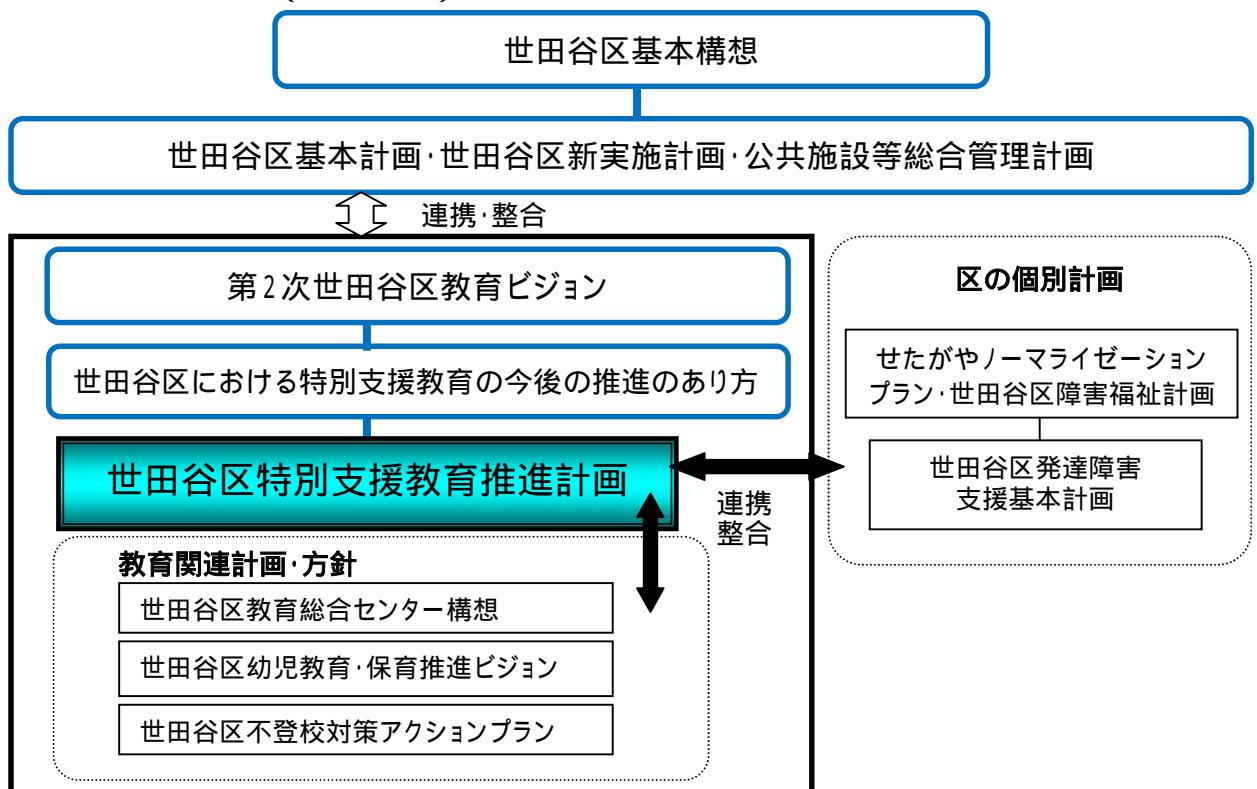
障害者差別解消法

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）〔中央教育審議会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 初等中等教育分科会〕

計画期間



計画の位置づけ（イメージ）



4 第2期計画の内容

(1) 本計画における対象

支援の対象を想定する上で重要な視点は、「障害」があるかないかではなく、その特性によって学校生活上の困難が生じているかどうかということになります。

のことから、本計画では、支援の対象を「障害の特性によって生活上の困難が生じている子ども」とし、本文中においては、「配慮を要する子ども」又は「配慮を要する児童・生徒」と表記しています。

(2) 世田谷型インクルーシブ教育システムを支える体制の推進

世田谷区では、平成27年3月に「せたがやノーマライゼーションプラン」を策定し、「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」という基本理念に基づき、様々な施策を推進しています。このような共生社会の形成に向けては、次世代を担う子どもたちに対し、障害者理解を深められるような取組みを進めていく必要があります。普段から地域に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と周囲の人々との相互理解を深めていくことも重要です。

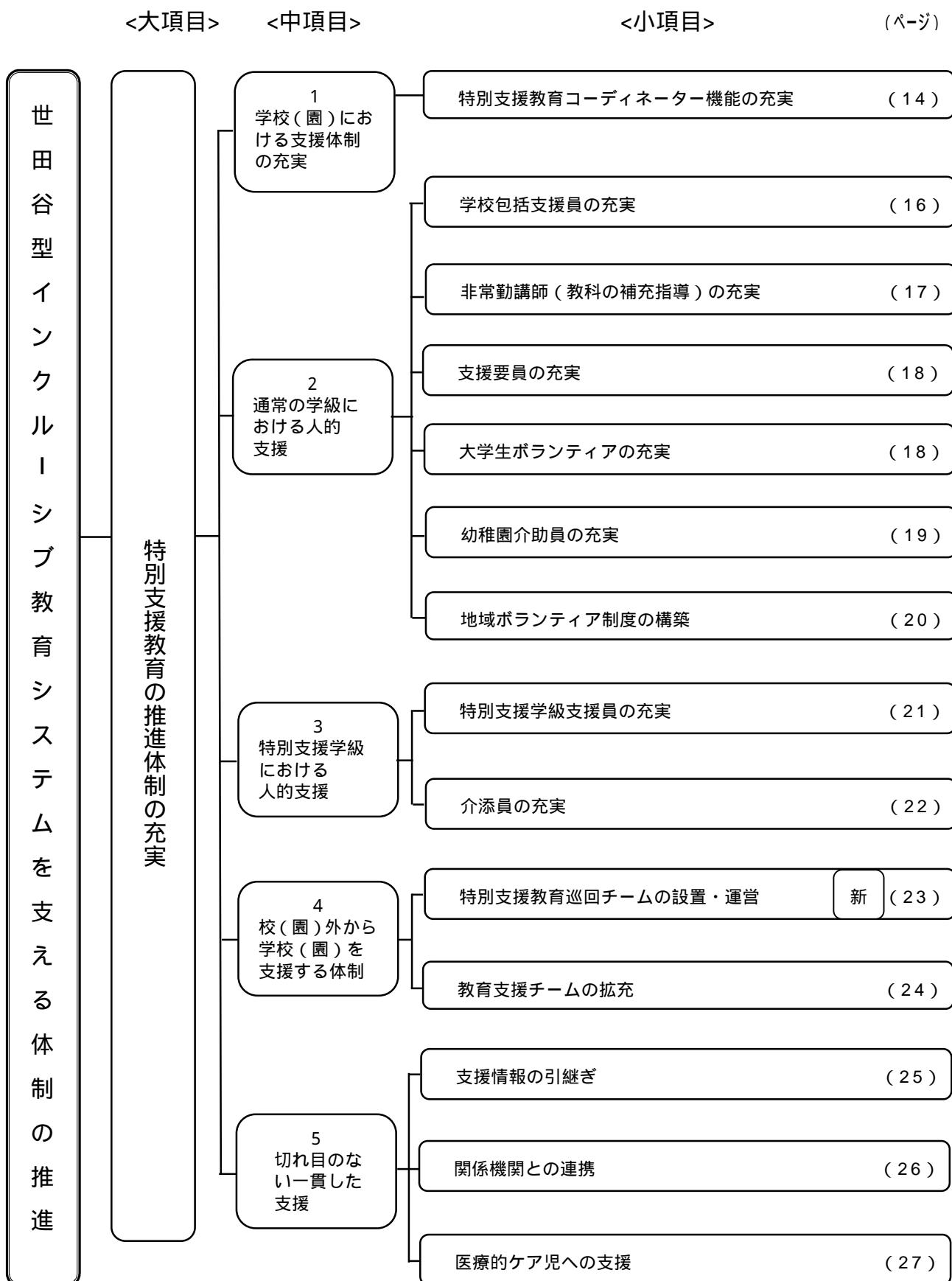
平成26年3月に策定した「第2次世田谷区教育ビジョン」では、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」「これから社会を生き抜く力の育成」「生涯を通じた学びの充実」という3つの基本方針を定めています。中でも、世田谷型インクルーシブ教育システムを支える体制の推進にあたっては、3つの基本方針の一つである、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」に基づき、進めていくことが特に大切であると考えています。

また、世田谷区では教員の研究や研修、教育相談、不登校対策、幼児教育の推進などを主な機能とし、小・中学校と幼稚園・保育所等を積極的に支援する「学校教育の総合的バックアップセンター」として、「世田谷区教育総合センター」の平成33年度開設に向けた検討を進めています。今後の特別支援教育の推進にあたっては、教員の専門性向上や人的支援の充実など「世田谷区教育総合センター」で検討されている様々な機能と密接な関係があることから、連携を強化するとともに整合性を図りながら取り組んでまいります。

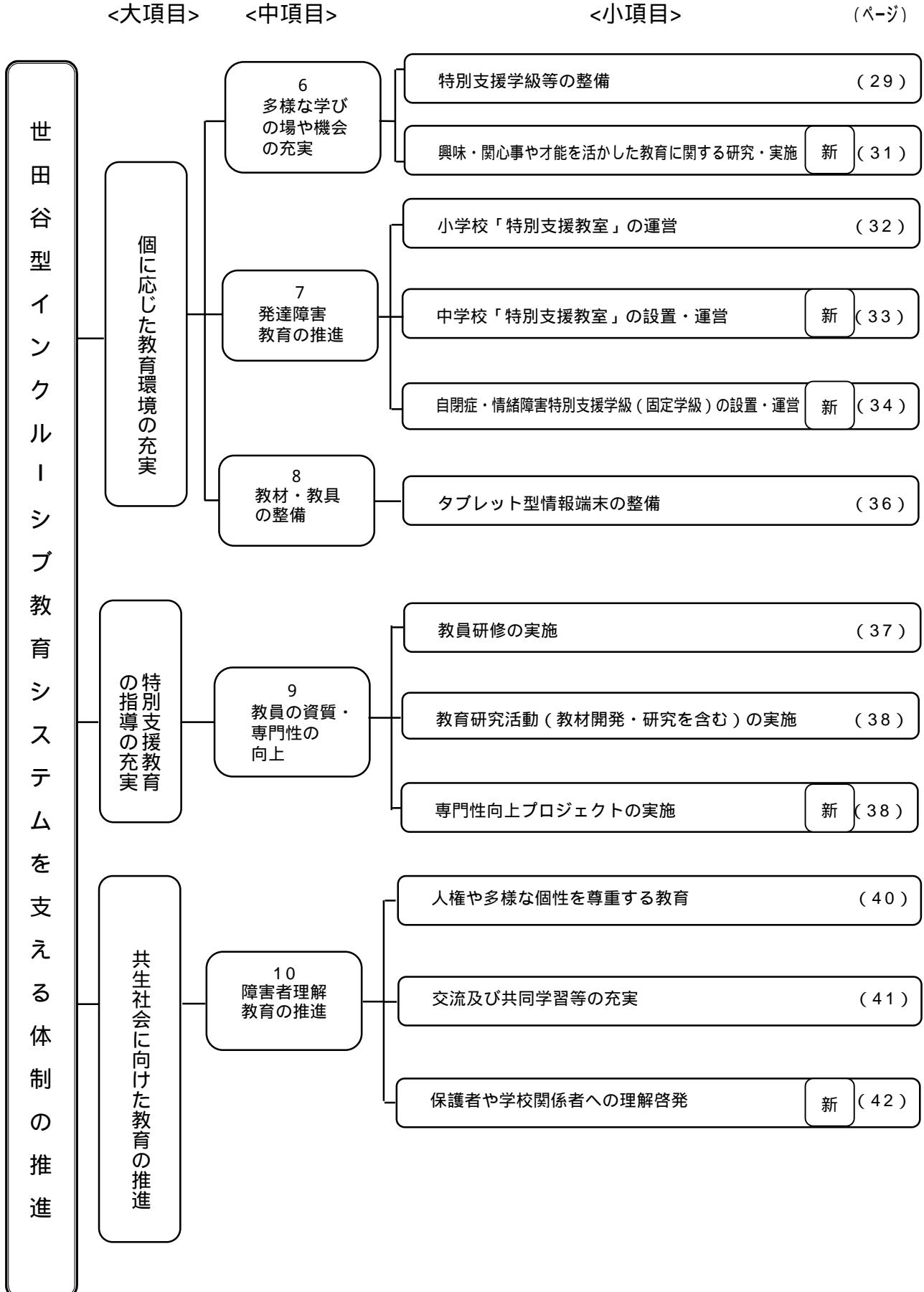
今後、世田谷型インクルーシブ教育システムの構築に向け、学校（園）・家庭・地域が連携・協働し、特別支援教育推進体制の充実や学校を核とした地域の障害者理解促進に取り組みます。あわせて、子どもたちの障害者理解が深まるよう、思いやりや協力の心をはぐくむ道徳教育や、多様な個性を認め合い、互いを尊重していく人権教育をより一層推進します。

また、特別支援学級等に在籍している子どもと通常の学級に在籍している子どもの双方にとってよい交流及び共同学習の実施について検討するなど、障害者理解教育の充実に向けた取組みをさらに進めてまいります。

(3) 第2期計画の体系図



凡例...[新]:新しい取組み



凡例...**新**: 新しい取組み

(4) 具体的な取組み内容

特別支援教育の推進体制の充実

【 1 】 学校（園）における支援体制の充実

世田谷区では、配慮を要する児童・生徒に適切な教育や支援を行うことを目的に、区立小・中学校に校内委員会を設置するなど、学校内の特別支援教育の推進体制を整備してきました。校内委員会では、児童・生徒の状態の把握や支援の計画づくり、校内研修の実施、外部機関との連携などに取り組んでいます。

校内委員会は、校長の指導・指示のもと、特別支援教育コーディネーターの教員が調整役となり、副校長、学級担任、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援学級の担任、スクールカウンセラーなどが各校の状況や児童・生徒の状況に応じて構成員となります。

特別支援教育コーディネーター機能の充実

< 現状及び課題 >

特別支援教育コーディネーターを対象とした研修

区立小・中学校・幼稚園の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を年3回実施しています。研修内容については、特別支援教育コーディネーターが日頃の業務を遂行していく中で感じている課題等を踏まえ、その役割や基礎的な知識の習得、校内委員会の運営方法、学校包括支援員の活用方法など、実践的な内容を実施しています。研修回数の増加については、通常の教育活動等があるため、困難な状況もあります。

特別支援教育コーディネーターの活動環境の整備

平成19年度の特別支援教育導入以降、世田谷区では特別支援教育コーディネーターの基本的な役割について、「校内委員会の運営」及び「校外アドバイザー等関係機関との連携」と位置づけてきました。しかし、学校包括支援員の配置調整や人材育成等の業務量が増加しています。また、小学校では「特別支援教室」の全校導入に伴う就学相談や特別支援教室専門員の活用などの業務も増大しています。このような状況を踏まえ、特別支援教育コーディネーターの業務を代替できる非常勤講師等を週に2時間配置し、児童の行動観察など授業時間中にしかできない業務を行えるよう環境整備に取り組むとともに、組織的な支援の強化を図っています。

< 取組み内容 >

配慮を要する子どもの個に応じた指導や支援を促進するため、校内の特別支援教育体制の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施します。限られた研修時間の中で、より効果的な内容とするため、校内を調整し、支援方法等をまとめていく力を身につけることに重点を置くなど、研修内容の精

選・充実を図ります。

また、特別支援教育コーディネーターの機能のあり方を引き続き検討していくとともに、学校（園）のチーム対応力や関係機関との連携を強化するため、特別支援教育コーディネーターがより充実した活動を行うことができるよう、コーディネーターの複数指名の促進や人材確保に向けた取り組み等の環境整備に向け取り組みます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の実施	研修内容の精選・充実		
活動環境整備（授業代替講師等の配置）			
《小学校》 週2時間	人材確保に向けた 検討・取組み	講師等の配置効果や課題を踏まえた 仕組みの改善	
《中学校》 未実施	特別支援教室の導入状況を踏まえた 検討	検討を踏まえた 取組み	効果検証

【2】通常の学級における人的支援

世田谷区では、配慮を要する児童・生徒が在籍する通常の学級への支援として、安全配慮や生活指導上の支援を行う学校包括支援員や個別に学習指導をする非常勤講師を学校に派遣しています。学校包括支援員は学級等集団への支援を行い、非常勤講師は特定の児童・生徒に対し保護者の同意の上で個別の学習指導を行っています。また、区立幼稚園・認定こども園において、担任の指導・指示のもと、配慮を要する幼児の安全面の確保やコミュニケーションを仲介する介助員を配置しています。

障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みなど、インクルーシブ教育システム構築へ向け、人的支援体制を充実していく必要があります。

学校包括支援員の充実

<現状及び課題>

配慮を要する児童・生徒が在籍する通常の学級を支援するため、従来の学校支援員制度を見直し、平成27年度から学校包括支援員（非常勤職員）制度を導入しました。

平成27年度においては、区全体で42人の学校包括支援員を、各学び舎の規模（児童・生徒数）に応じて各中学校に配置し、学校包括支援員が学び舎内の小・中学校を巡回しながら支援にあたりました。

その後、平成28年度から障害者差別解消法が施行されることなどを踏まえ、1校に1人の学校包括支援員を配置しています。学び舎内の小・中学校の連携も継続し、配慮を要する児童・生徒に対する支援の充実を図っています。

学校包括支援員は通常の授業だけでなく、校外学習や宿泊行事、水泳授業のサポートなど、学校生活全般にわたる支援を行っています。学校包括支援員の大幅な拡充により学級運営等が安定するとともに、配慮を要する児童・生徒の学習活動の向上や授業内容の理解促進など、様々な教育的効果が現れてきています。

一方で配慮を要する児童・生徒の増加等に伴い、人的支援のニーズがさらに高まっている現状もあります。特に校外学習や宿泊行事の実施に伴うニーズが、高くなっている傾向が見られます。

また、世田谷区では学校包括支援員に対する研修を実施し、資質や専門性の向上を図っていますが、学校包括支援員を十分に活用するためには、教員が学校包括支援員の力を活かす方法を習得していくことも重要になってきています。

<取組み内容>

人的支援のニーズの高まりを踏まえ、学校の規模などに応じた配置について検討し、学校包括支援員の充実を図ります。

また、学校包括支援員に対し、様々な障害種別の特性や支援の方法に関する研修を実施し、支援の充実に向け取り組みます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
95人配置 (1人1校及び 大規模校加配)	学校規模等に応じ た配置の検討・取 組み	検討状況を踏まえた適切な配置、 支援の充実	
研修の実施	支援の質の向上に向けた研修の充実		

非常勤講師（教科の補充指導）の充実

<現状及び課題>

世田谷区では、配慮を要する児童・生徒に対する学習面での指導の充実を図るために、「教科の補充指導のための非常勤講師」を配置しています。個別指導の実施により、配慮を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応することができるため、児童・生徒の学習意欲や自己肯定感の向上などにつながっています。また、児童・生徒の状態に応じて、ティーム・ティーチングによる指導も実施しています。

平成28年度の配置時数の実績は全校で約22,000時間となっており、制度として浸透している状況が見受けられます。

配慮を要する児童・生徒の増加や各校の実情に応じた非常勤講師の配置方法について、検討していく必要があります。

<取組み内容>

配慮を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援を行うため、引き続き「教科の補充指導のための非常勤講師」を配置します。非常勤講師と在籍学級担任等の間で、児童・生徒の状態に関する情報を共有し、学習面以外の学校生活に活かしていける取り組んでいきます。

また、配慮を要する児童・生徒数や状態、学び舎の規模などに応じた非常勤講師の配置について検討し、指導・支援の充実を図ります。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
全校配置 24,380 時間配置	児童・生徒数や状 態等に応じた配置 の検討・取組み	検討状況を踏まえた適切な配置、 支援の充実	

支援要員の充実

<現状及び課題>

通常の学級に在籍している配慮を要する児童・生徒については、各校に配置されている学校包括支援員が主に支援していますが、個々の状態によっては支援が不足する場合があるため、支援要員（臨時職員）を学校包括支援員の補完的な位置づけとして配置しています。支援要員は学級担任の指導・指示のもと、児童・生徒の学校生活における日常生活の介助や安全管理等の支援を行っています。

平成28年度の配置時数実績は約35,000時間となっており、平成27年度の約2.6倍となっています。これは平成28年度の障害者差別解消法施行とあわせて大幅に支援の拡充を図ったことによるもので、配慮を要する児童・生徒の支援や円滑な学級運営活動に欠かせないものとなっています。

現在、配慮を要する児童・生徒の支援のために、年間を通じて支援できる支援員へのニーズがあります。しかし支援要員は臨時職員という位置づけであり、通年で雇用することができないことや、同性介助などの必要もあるため、人材確保が課題となっています。

<取組み内容>

配慮を要する児童・生徒の学校生活における日常生活の介助や安全管理等の支援を行うため、引き続き支援要員を配置します。あわせて人材確保の方策について検討し、支援の充実に向けた取組みを進めていきます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
50,064 時間配置	人材確保に向けた 検討・取組み	検討状況を踏まえた適切な配置、 支援の充実	

大学生ボランティアの充実

<現状及び課題>

世田谷区では、「区内大学と世田谷区教育委員会との連携に関する基本協定書」を締結し、大学の持つ専門性や多様な教育資源を教育現場に生かし、学生が教育現場の体験を通して自己の資質の向上を図る機会を確保することを目的とした教育活動等支援事業を展開しています。

通常の学級に在籍している配慮を要する児童・生徒の人的支援のニーズは依然として高い状況にあることから、特別支援教育に関心と意欲がある大学生ボランティアを今後も積極的に活用できるよう制度の充実が課題となっています。

<取組み内容>

大学生ボランティア制度を所管している教育委員会関係課や特別支援教育の研究活動に取り組む大学のゼミナール等との連携を図るとともに、特別支援教育に関心と意欲がある大学生ボランティアを今後も積極的に活用できる仕組みづくりなど、制度の充実に向けた検討を行います。

また、世田谷区では平成33年度の「世田谷区教育総合センター」の開設に向け、人材バンクの構築や学校とボランティア団体等とのパイプ役的な役割を担う大学生ボランティアの活動支援に関する検討を進めます。これらの動きとも連携しながら大学生ボランティア制度の充実に向けて取り組み、教育委員会が学校を支援する機能の充実を図ります。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
1,344回 配置	制度の充実に向け た検討・取組み	検討状況を踏まえた適切な配置、 支援の充実	

幼稚園介助員の充実

<現状及び課題>

区立幼稚園・認定こども園において、担任の指導・指示のもと、配慮を必要とする幼児の安全面の確保やコミュニケーションを仲介する介助員を配置しています。

配慮を要する幼児数が年々増加傾向にあることや、年間を通じて支援できる介助員のニーズがあります。しかし、介助員は臨時職員という位置づけであり、年間の雇用日数の制限があるため、介助員の人材確保が課題となっています。

<取組み内容>

配慮を必要とする幼児の安全面の確保等の支援を行うため、引き続き介助員を配置します。あわせて人材確保の方策について検討し、支援の充実に向けた取組みを進めています。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
262人配置	人材確保に向け た検討・取組み	検討状況を踏まえた適切な配置、 支援の充実	

地域ボランティア制度の構築

<現状及び課題>

通常の学級に在籍している配慮を要する児童・生徒の人的支援のニーズが高まっていることから、特別支援教育に関心と意欲がある地域人材を活用できる仕組みについて検討しています。

小学校に入学したばかりの新1年生が、集団行動をとることができない、授業中に座っていられない、先生の話を落ち着いて聞けないなどの状態が継続する「小1プロブレム」への対応として、「小1サポーターモデル事業」を小学校1校で実施しています。また、聴覚障害等で配慮を要する児童・生徒への支援については、中学校1校をモデル校に指定し、制度の構築に向け取り組んでいます。地域のボランティア団体等の協力を得ながら要約筆記等の情報保障を実施することにより、生徒の学習効果も向上しています。ボランティア活動日のスケジュール調整や要約筆記のスキル獲得などの課題に関する検討を進めています。

<取組み内容>

「小1サポーターモデル事業」や「学校要約筆記ボランティアモデル事業」の実施を通じて、ボランティア人材を確保するための方策や養成プログラムの開発などの検討を行います。

また、世田谷区では平成33年度の「世田谷区教育総合センター」の開設に向け、人材バンクの構築や学校とボランティア団体等とのパイプ役的な役割を担う学校支援コーディネーターの活動支援に関する検討を進めます。これらの動きとも連携しながら地域ボランティア制度の構築に向けて取り組み、教育委員会が学校を支援する機能の充実を図ります。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
小1サポーター モデル事業の実施 (計5校)	小1サポーター モデル事業の実施 (計5校)	モデル事業を踏まえた取組み	
学校要約筆記 ボランティア モデル事業の実施	学校要約筆記 ボランティア 事業の実施	効果検証、課題改善	
地域ボランティア 制度の検討【新】	ボランティアの役 割や人材確保の方 策等に関する検討	継続的・安定的に 支える仕組みの検 討	地域ボランティア 制度の構築

【3】特別支援学級における人的支援

特別支援学級には、固定学級と通級指導学級があり、世田谷区では、小・中学校に知的障害と肢体不自由の固定学級を設置しています。

特別支援学級（固定学級）は児童・生徒8人で1学級を編成します。学級担任に加え、担任の指導の下に児童・生徒を支援する特別支援学級支援員（非常勤職員）、介添員（臨時職員）を配置し、学級を運営しています。

特別支援学級支援員の充実

<現状及び課題>

世田谷区の特別支援学級支援員の配置基準は、中学校の肢体不自由学級において1学級に2名、それ以外の学級では3学級までの学級は1名、4学級以上の学級は2名となっており、平成29年度は区全体で29名配置しています。勤務時間は1日7時間、勤務日数は月平均16日で年間192日となっています。

特別支援学級支援員は、学級担任の指導・指示のもと、児童・生徒への教育活動上、生活指導上必要な援助や安全管理等を行っており、児童・生徒への教育的効果や特別支援学級の安定的な運営などの観点からも重要な存在となっています。

区立の知的障害学級や肢体不自由学級に在籍する児童・生徒数は微増傾向にあり、インクルーシブ教育システムの構築に向けた動きの中で、人的支援のニーズが高まっている状況があります。

世田谷区では特別支援学級支援員に対する研修を実施していますが、今後、配慮を要する児童・生徒の多様な状態を理解する力や児童・生徒の成長を促進するための効果的な関わり方など、特別支援学級支援員としての専門性向上が求められています。

<取組み内容>

固定の特別支援学級における人的支援のニーズを踏まえつつ、学級数や障害種別に応じた配置について検討し、特別支援学級支援員の充実を図ります。

また、特別支援学級支援員に対し、障害特性に関する理解や支援の方法、学級担任との連携に関する研修を実施し、支援の充実に向け取り組みます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
40人配置（学級数や障害種別に応じた配置）	学級数や障害種別に応じた配置の検討・取組み	検討状況を踏まえた適切な配置、支援の充実	
研修の実施	支援の質の向上に向けた研修の充実		

介添員の充実

<現状及び課題>

介添員は、学級担任の指導、指示のもと、児童・生徒の学校生活における日常生活の介助や安全管理等の支援を行っています。

平成28年度の配置日数実績は延べ7,623日となっており、介添員の配置は配慮を要する児童・生徒の支援や円滑な特別支援学級の運営活動に欠かせないものとなっています。

通常の学級における支援要員と同様に、年間を通じて支援できる支援員へのニーズがあります。しかし介添員は臨時職員という位置づけであり、通年で雇用することができないことや、同性介助などの必要もあるため、人材確保が課題となっています。

<取組み内容>

配慮を要する児童・生徒の学校生活における日常生活の介助や安全管理等の支援を行うため、引き続き介添員を配置します。あわせて人材確保の方策について検討し、支援の充実に向けた取組みを進めていきます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
8,857日 配置	人材確保に向けた 検討・取組み	検討状況を踏まえた適切な配置、 支援の充実	

【4】校（園）外から学校（園）を支援する体制

世田谷区では、教育相談室の有する専門性を学校（園）支援の仕組みに位置づけています。教育相談室は、関係機関との連絡・調整や、学校（園）に直接助言・支援を行うなど、学校（園）が関係機関から専門的な支援を求めるときの窓口となる「校外アドバイザー」の役割を果たしています。

教育相談室の教育相談専門指導員や心理教育相談員、スクールソーシャルワーカーが各学校（園）からの要請に基づき、研修講師を担ったり、支援の要請を受けた子どもや学級の課題に関する個別会議等で助言したりするなど、学校（園）への支援を進めています。

特別支援教育巡回チームの設置・運営 新

<現状及び課題>

配慮を要する子どもが、就学（就園）後も充実した学校（園）生活を送るためにには、学校（園）生活の様々な場面に応じた合理的配慮の提供や、きめ細かな支援が必要とされており、学校（園）の人材だけでは対応することが難しいケースも増加しています。

世田谷区では、学校（園）からの要請に応じて、総合教育相談室の教育相談専門指導員や心理教育相談員、スクールソーシャルワーカーを、「校外アドバイザー」として派遣し、研修会や事例検討会などにおいて、特別支援教育の推進に向けた支援を行っています。しかし、配慮を要する子どもたち一人ひとりの教育的なニーズに十分対応できている状況には至っておらず、子どもたちの特性や能力に応じた教育を提供していくには、校（園）外から学校（園）を支援していく体制をさらに充実していく必要があります。

<取組み内容>

世田谷区では平成33年度の「世田谷区教育総合センター」の開設を見すえ、特別支援教育の充実と支援の質の向上について検討しています。

こうした状況を踏まえ、学校（園）の人材だけでは配慮を要する子どもたちへの十分な支援が難しい場合などにおいて、就学（就園）後も専門的な視点で子どもの状況を継続的に見守り、学校（園）を支援する専門チーム（特別支援教育巡回チーム）の設置に向け、取り組みます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
特別支援教育巡回チームの役割や構成員、運営方法等の検討	特別支援教育巡回チームによる支援開始		効果検証

教育支援チームの拡充

<現状及び課題>

学校等から教育委員会に寄せられる相談件数は、年々増加傾向にあります。また、相談事案の中には、内容が複雑化し、教員やスクールカウンセラー、指導主事等の専門性だけでは対応が困難なケースも多くなっています。こうした学校や幼稚園における解決が難しい課題の深刻化・長期化を防ぎ、学校の教育活動の充実とともに、一人ひとりの子どもや家庭を支えるために、教育委員会内に心理、社会福祉、医療、法律等の専門家から構成されるチームを組織し、専門的な立場から指導・助言を行っています。

平成27年度の対応状況は58件でしたが、平成28年度においては124件に増加しており、チームの規模などについて検討していく必要があります。

<取組み内容>

学校（園）だけでは解決が困難な課題の深刻化防止、早期解決に向け、引き続き教育支援チームによる支援を行います。

また、迅速かつ適切なサポートを行うため、増加する事案に対応するチームの複数設置、複雑化・深刻化に対応するアウトリーチ機能の充実、学校管理職との連携強化など、学校支援機能や教育相談・不登校対策機能の充実を目標に掲げる「世田谷区教育総合センター」の開設を見据えた検討を行い、支援のさらなる充実に向け、取り組んでいきます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
教育支援チームの実施			
・臨床心理士等の配置			課題の深刻化・長期化の防止など、支援の充実
・スクールソーシャルワーカーの配置			
・弁護士の活用			
・医師の活用			
支援の実施及び充実に向けた検討 (1チーム)	学校との連携強化等に関する検討 (1チーム)	支援内容の充実及びチームの複数設置に関する検討 (1チーム)	教育支援チームの拡充 (2チーム)

【5】切れ目のない一貫した支援

支援が必要な児童にとって、入学当初の支援が重要であるため、幼稚園・保育所等の就学前機関や小学校からの情報を引き継ぎ、切れ目のない支援を提供することが必要です。また、発達障害等の傾向がある生徒も含め、中学校から高等学校等へ進学する際も情報を引き継ぎ、支援を継続していく必要があります。

支援情報の引継ぎ

<現状及び課題>

就学支援シート

幼稚園・保育所等の就学前機関における子どもの様子や支援の方法を、区立小学校等へ円滑に引継ぐため、「就学支援シート」の取組みを推進しています。就学相談を受けている保護者への配付や就学前機関及び療育機関との連絡・調整など、「就学支援シート」の普及・促進に努め、毎年一定の成果を挙げています。

就学支援ファイル

就学相談の過程で得られる様々な情報を学校へ引継ぎ、学校生活における指導や支援に生かしていくため、保護者の同意を得ながら「就学支援ファイル」の普及・促進に努めています。

学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

配慮を要する子どもに関する支援の連続性が途切れることのないようにするため、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画による引継ぎを実施しています。また、保護者の同意を得たうえで進学先等との情報共有を進めることや、保護者の参画による引継ぎ会の実施などの普及・促進に努めています。

<取組み内容>

就学支援シート、就学支援ファイル及び学校生活支援シート（個別の教育支援計画）による引継ぎにより、学校間の適切な支援の継続や教育と福祉の連携が図られるようになってきているため、今後も取組みを継続していきます。子どもや保護者の希望を踏まえるとともに、子どもを中心に、学校や関係機関、保護者がそれぞれの役割を確かめ、必要となる支援を行えるよう活用の促進を図ります。

また、世田谷区では平成33年度の「世田谷区教育総合センター」の開設に向けた検討を進めており、学校支援を機能の一つに掲げています。配慮を要する子どもの一貫した支援のための情報共有や連携強化に向けたシステムづくりについて、世田谷版ネウボラとの連携を視野に入れるとともに、「世田谷区教育総合センター」の開設を見据えた検討を行い、学校支援の充実に向け取り組みます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
「就学支援シート」による引き継ぎの普及・促進 「就学支援ファイル」による引き継ぎの実施 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」による引き継ぎの普及・促進	各書式等の改善、普及、活用の促進	各書式等の改善、普及、活用の促進	各書式等の改善、普及、活用の促進
情報共有・連携強化に向けたシステム検討【新】	情報共有の内容や具体的な運用方法等の検討	情報共有・連携強化に向けたシステム開発	運用開始

関係機関との連携

<現状及び課題>

学校（園）では、配慮を要する子どもの状態について、関係機関の専門職の助言やサポートを受けて、その特性や行動の意味を理解して対応することが重要になっています。また、適切な個別・具体的の支援を実施するために、校内委員会等で確認した内容を踏まえ、学校（園）と関係機関が適切に連携していく必要があります。

関係機関との連携にあたっては、保護者との連携も重要です。保護者が子どもに何らかの発達上の疑問を感じている場合もあれば、そうでない場合もあるため、一人ひとりの保護者の心理状態をよく理解したうえで、保護者が周囲から孤立しないよう、長期的できめ細かな対応が望まれます。

また、世田谷区は、医療、福祉等の関係機関の社会資源に恵まれていますが、社会資源を十分に活用するためには、学校（園）がどの場合にどこに相談すればよいかすぐにわかるような情報提供が求められています。

<取組み内容>

学校（園）が保護者や関係機関と連携し、適切な個別・具体的の支援ができるよう、特別支援教育コーディネーターや教育相談担当を対象とした研修等の実施や関係機関の情報提供、教育相談などの充実を図ります。

保護者が周囲から孤立しないように、また、将来の見通しを持つことができるよう、特別支援学級等で実施している保護者学習会の推進や保護者同士の情報交換や交流の促進について検討し、保護者支援の充実に向け取り組みます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
関係機関との連携 促進に向けた取組 み	各種関係協議会との連携、関係機関の情報提供、 教職員研修の実施、教育相談の実施、 保護者との連携など		

医療的ケア児への支援

<現状及び課題>

国においては、平成28年6月に、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が公布・施行されました。これにより、地方公共団体は、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされました。また、『日本再興戦略2016』(平成28年6月閣議決定)では、医療的ケア児が義務教育を十分に受けられる機会を十分に保障するため、現在の訪問看護の見直しを含め、学校や通学時等の居宅以外の場所での看護が可能となるよう検討し、速やかに結論を得るとしています。

世田谷区では、地域において医療的ケア児に対応できる支援機関が不足しており、各支援機関の対応力向上に向けて、専門人材の育成・確保や保健・医療・福祉・教育の連携体制の構築、支援機関へのスーパーバイズなど、地域の支援機関を支えるための体制づくりが必要となっています。

教育委員会では第1期計画において、医療的ケアの研究・検討を明記しています。国の動きを注視するとともに、区の全庁的な検討とあわせて、平成28年度は医療的ケアに関する総合的な研究を、平成29年度には体制等の検討を行っています。

<取組み内容>

世田谷区では、医療的ケア児及びその家族の支援に向け、対応の入口となる相談支援の充実など、保健・医療・福祉・教育が連携する仕組みづくりや、成長段階に応じた支援の充実に取り組みます。

また、教育委員会では、訪問看護の見直し等の国の動きを引き続き注視するとともに、看護師の試行的な配置を通じて、看護師等の配置方法、必要な物品の把握、医療・福祉との連携等について、安全面や財政コスト、人材確保の観点などから多角的に検討します。このような取組みで得られた成果や課題を、教育委員会における医療的ケア児への支援に関する施策に反映していきます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
保健・医療・福祉・教育の連携に向けた検討・取組み	保健・医療・福祉・教育の連携に向けた検討・取組み	保健・医療・福祉・教育の連携に向けた検討・取組み	保健・医療・福祉・教育の連携に向けた検討・取組み
看護師の試行的配置の実施 (安全面や看護師の配置方法等の検討)		看護師の試行的配置を踏まえた取組み	課題改善

個に応じた教育環境の充実

【6】多様な学びの場や機会の充実

特別支援学級に入級する児童・生徒の増加等に対応するとともに、障害の種別や学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などに配慮しながら、学校の増改築等にあわせ計画的な学級整備に取り組んでいます。

また、新たに、興味・関心事や才能を活かした教育について研究・検討し、多様な学びの場や機会のさらなる充実を目指します。

特別支援学級等の整備

<現状及び課題>

連続性のある支援の場の整備

障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた特別支援教育を充実するためには、特別支援学校、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある支援の場を整備する必要があります。

第1期計画では、区立小学校全校に「特別支援教室」を整備するなど、特別支援学級等の整備・充実に取り組んできました。今後も児童・生徒の増加や地域バランス等を考慮しながら、中学校「特別支援教室」や自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）等の整備を進める必要があります。

ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備と授業づくり

増改築の機会を捉え、段階的に施設等のユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進しています。既存の施設において配慮が必要な場合は、階段昇降機の活用やスロープの設置、簡易修繕等により、できる限りの対応をしています。

また、通常の学級においても、配慮を要する児童・生徒が落ち着いて学習できる環境整備や、誰もが分かりやすい授業を実施していく必要があります。

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。

不登校児童・生徒に対する支援

通常の学級の授業におおむね参加できてはいるものの、主として心理的な要因により、学校生活での支障が認められ、かつ、不登校の傾向がある児童・生徒については、「特別支援教室」や情緒障害等通級指導学級において支援しています。

また、「心因的な理由による不登校で、生活改善を図り小集団に参加しようとする意欲のある生徒」を対象とした情緒障害等通級指導学級（ひなぎく学級）を世田谷中学校に設置しています。「ひなぎく学級」については、中学校「特別支援教室」導入の影響を受けることから、学級としての位置づけや指導・支援のあり方について検討していく必要があります。

不登校の原因は様々ですが、障害の特性が一因になっている場合も、しばしば見受けられます。不登校になっている児童・生徒の中には、通常の学級から固定の特別支援学級等へ学びの場を見直すことによって、不登校が改善することもあります。

<取組み内容>

連続性のある支援の場の整備

特別支援学級等に入級(室)する児童・生徒の増加等に対応するとともに、障害の種別や学級形態、地域的なバランス等に配慮しながら、計画的な学級整備に取り組みます。

また、知的障害学級(固定)及び言語障害学級(通級)の設置については、引き続き検討していきます。

ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備と授業づくり

施設・設備面について配慮が必要な場合は、子どもの状態に応じて、できる限り、ユニバーサルデザインに基づいた環境整備に努めてまいります。

また、通常の学級においても、配慮を要する児童・生徒が落ち着いて学習できるよう、必要に応じた環境の整備や、通常の学級の担任が、誰もが分かりやすい授業づくりを行うための取組みについて検討し、指導・支援の充実を図ります。

不登校児童・生徒に対する支援

不登校対策について総合的かつ計画的に推進するための「不登校対策アクションプラン」で定められている基本的な考え方を踏まえ、教育相談や不登校関係機関との連携を図ります。

また、不登校に悩む児童・生徒については、多様な教育機会を確保していく必要もあるため、本人の障害特性や状態に応じた、きめ細かな指導や支援をこれまで以上に実施できるよう、「ほっとスクール」「特別支援教室」、特別支援学級などの連続性のある支援の場について総合的に検討し、充実を図ります。「ひなぎく学級」についても、中学校「特別支援教室」導入の動きとあわせ、学級としての位置づけや指導・支援のあり方について総合的に検討し、充実に向け取り組みます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
《小学校「特別支援教室」》			
児童増加に伴う 教室環境や教材 等の整備・充実	利用児童数の増加等を踏まえた適切な対応		
拠点校の整備・ 充実 2校(計20校)	拠点校のあり方 検討	あり方検討を 踏まえた 取組み	効果検証、 課題改善
《中学校「特別支援教室」》			
中学校「特別支援 教室」導入に向け た検討	中学校「特別支援 教室」導入・運営	効果検証、課題改善	

《自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）》			
自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）開設に向けた検討	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）開設に向けた整備	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の開設・運営 小学校1校 中学校1校 (計2校)	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の充実及び次期計画に向けた検討
不登校対策 アクションプランとの連携	不登校対策 アクションプランとの連携	不登校対策 アクションプランとの連携	不登校対策 アクションプランとの連携
「特別支援教室」の導入に伴うひなぎく学級の位置づけやあり方の検討	検討を踏まえた取組み		指導・支援の充実

興味・関心事や才能を活かした教育に関する研究・実施

新

<現状及び課題>

配慮を要する児童・生徒一人ひとりの状態に応じた特別支援教育を充実するためには、本人の意思や利益を尊重した、連続性のある支援の場を整備する必要があります。世田谷区では、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級の整備といった、支援の充実に継続して取り組んでいます。しかし、障害の特性のある児童・生徒の中には、特別な才能を持ちながらも、その力を十分に発揮できずに、学校生活や集団生活になじめなかったり、生きづらさを抱え自己肯定感が低くなってしまう児童・生徒もいます。

そのため、こうした子どもたちに対する教育環境や支援方法等について検討を行っていくことが求められています。

<取組み内容>

学校生活や集団生活になじめず、生きづらさを抱えている児童・生徒の興味や関心事、特別な才能を発見し、それらを伸ばすことによって、自己肯定感を保つつつ、夢や希望を持って生活していくことができるような取組みについて研究・実施します。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
支援に関する情報収集・調査・研究	支援の仕組みに関する研究・検討	指導者や教材・教具に関する研究・検討	研究・検討を踏まえた実施

【7】発達障害教育の推進

東京都は「全ての小・中学校に『特別支援教室』を設置することによって、在籍校における支援体制を整備し、発達障害の児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図る。」「あわせて、自閉症・情緒障害学級（固定学級）の計画的な配置を進めることで、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした『重層的な支援体制』を確立し、発達障害の程度等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学のより一層の推進を図る。」ことなどを目標に掲げています。

小学校「特別支援教室」の運営

<現状及び課題>

平成27年度までは、小学校の通常の学級に在籍している発達障害等の児童の一部は、在籍学級における授業の一部を抜けて、他校に設置された情緒障害等通級指導学級で特別な指導を受けていました。

しかし、東京都教育委員会の「発達障害の児童は全ての小学校に在籍していると推測されるため、在籍校で指導が受けられるよう各小学校に『特別支援教室』を設置し、準備が整った区市町村から順次、巡回指導を開始する。」との方針を踏まえ、世田谷区は平成28年度から小学校全校に「特別支援教室」を導入しました。

導入後においては、特別支援教室専門員（非常勤）を各校に配置し、「特別支援教室」で指導を行う巡回指導教員と在籍学級担任等との連絡調整を密にしながら「特別支援教室」と在籍学級の連携強化に取り組んでいます。また、臨床発達心理士等が各小学校を年10回訪問し、児童の特性や支援の方策等について助言しています。

一方、在籍校で指導を受けられるようになったことなどから、「特別支援教室」を利用するための相談件数や利用する児童数が急増しています。相談件数の増加については新たな入室システムの導入により適切に対応するとともに、在籍校の校内委員会では児童の状態や支援の方策を検討し、学校全体で取り組んでいます。また、利用児童数の増加に対しては、区費非常勤講師を配置し対応しています。

<取組み内容>

利用児童数の増加に伴う教室環境や教材の整備、巡回指導教員と在籍学級担任のさらなる連携、タブレット型情報端末モデル事業の成果・普及による指導の充実などを通じて、発達障害等の児童に対する指導・支援の充実を図ります。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
児童の増加に伴う 教室環境や教材等 の整備・充実 【再掲】	利用児童数の増加等を踏まえた適切な対応		
拠点校の整備・充 実【再掲】 2校(計20校)	拠点校のあり方検 討	あり方検討を踏ま えた取組み	巡回指導体制の効 果検証・課題改善
校内支援体制の充 実	教職員の連携強化、専門性の向上など		
タブレット型情報 端末を活用した指 導のモデル実施 (計12台)	モデル事業 (効果検証、 整備に向けた 検討)	検討を踏まえた 取組み	タブレット型情報 端末を活用した指 導の充実
区費非常勤講師を 活用した指導の充 実	区費非常勤講師を 活用した指導の充 実	区費非常勤講師を 活用した指導の充 実	区費非常勤講師を 活用した指導の充 実

中学校「特別支援教室」の導入・運営 新

<現状及び課題>

世田谷区では、発達障害等の生徒がコミュニケーションスキルの向上や教科の補充など、特別な指導を受ける場として、情緒障害等通級指導学級を設置・運営しています。

現在、中学校の情緒障害等通級指導学級は6校()に設置され、約150名の生徒が利用しています。

東京都教育委員会は、通級指導学級の指導では、対象の生徒の多くが在籍校を離れて他校に設置された通級指導学級に通うため、在籍校の授業に参加できないことから生じる学習の遅れへの不安、通学の負担など様々な課題があるとし、小学校と同様に全ての公立中学校に「特別支援教室」を設置することを東京都発達障害教育推進計画において明記しています。中学校に「特別支援教室」を導入するにあたり、教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学校特有の課題について対応する必要があるため、目黒区、葛飾区、狛江市、日野市では東京都の指定を受け、平成28年度から中学校における巡回指導体制や、生徒一人ひとりの特性に応じた進学指導を含めた相談機能のあり方について検討を行うモデル事業を実施しています。

世田谷中学校ひなぎく学級は、不登校生徒のための通級指導学級であることから除いてあります。

<取組み内容>

東京都教育委員会が現在実施しているモデル事業の実施状況や、「特別支援教室の導入ガイドライン」の内容を踏まえ、世田谷区における「特別支援教室」の導入に向け取り組みます。

中学校への「特別支援教室」の導入にあたっては、本人の希望を考慮し、本人にとって効果のある仕組みづくりを検討していきます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
中学校「特別支援教室」導入に向けた検討・整備【再掲】	中学校「特別支援教室」導入・運営		効果検証、課題改善

自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置・運営

新

<現状及び課題>

障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた特別支援教育を充実するためには、特別支援学校、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある支援の場を整備する必要があります。世田谷区では、区立小学校全校に「特別支援教室」を整備したり、中学校の情緒障害等通級指導学級を整備したりするなど、発達障害等の児童・生徒に対する支援の充実に取り組んでいます。しかし、発達障害等の児童・生徒の中には、「特別支援教室」や通級による指導では、十分にその成果を挙げることが難しい児童・生徒もいます。このような状況を踏まえ、児童・生徒の特性や状態に応じた適切な指導を行うため、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置を促進していく必要があります。一方、既に自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を設置している区市町村では、児童・生徒の状態に応じた指導が確立されていない、入級の判定が難しいなどの課題が挙げられている状況もあります。

<取組み内容>

自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を既に設置している区市町村が抱える課題を踏まえ、特別な教育課程の編成方法や入退級システム、学習の評価方法などに関する検討を行います。その上で障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた、連続性のある支援の場を強化するため、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の開設に向けた取組みを進めます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)開設に向けた検討【再掲】	自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)開設に向けた整備【再掲】	自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の開設・運営 小学校1校 中学校1校 (計2校) 【再掲】	自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)充実及び次期計画に向けた検討【再掲】
教育課程の検討	指導の開始	指導の充実	
入退級システムの検討	就学相談の開始	指導・支援の充実	

【8】教材・教具の整備

区立小・中学校においては、児童・生徒の障害の状態や特性を踏まえた教材の活用を進めています。また、平成20年3月策定の教育の情報化推進計画により、特別支援学級の全学級へのパソコン及び周辺機器、大型提示装置の整備に取り組んでいます。

タブレット型情報端末の整備

<現状及び課題>

特別支援学級等に在籍している児童・生徒の多くは、障害による学習上又は生活上の困難を抱えており、障害のある児童・生徒の状態に応じた教材・教具を充実していく必要があります。このような状況を踏まえ、特別支援学級の全学級へのパソコン及び周辺機器、大型提示装置等を整備するとともに、タブレット型情報端末モデル事業の実施等にも取り組んでいます。

また、平成23年度に文部科学省が発表した「教育の情報化ビジョン」では、平成32年度までに全ての学校で1人1台のタブレット型情報端末を導入したICT授業を実現するという目標が掲げられています。

今後、こうした国の動向や世田谷区におけるモデル事業の実施状況を踏まえ、ICTの活用に関する教員の知識・技能のさらなる向上に努めるとともに、タブレット型情報端末の整備を進めていく必要があります。

<取組み内容>

国の「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議」の動向やモデル事業の実施状況を踏まえ、特別支援学級等へのタブレット端末の整備について検討し、個に応じた指導の充実を図っていきます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施及び導入に向けた検討 《特別支援学級》 (計52台) 《特別支援教室》 (計12台) 【再掲】	モデル事業継続 (効果検証、整備に向けた検討)	検討を踏まえた取組み	タブレット型情報端末を活用した指導の充実

特別支援教育の指導の充実

【9】教員の資質・専門性の向上

配慮を要する子どもの教育的ニーズは多様化しており、特別支援教育を充実させるための教員の資質や専門性の向上がますます求められています。世田谷区では特別支援教育に関する教員研修や研究活動の実施を通じて、教員の資質・専門性の向上に取り組んでいます。

教員研修の実施

<現状及び課題>

特別支援学級担任教員研修については、児童・生徒の理解、指導の工夫・改善等を主なねらいとし、講義や実践発表、授業研究などの手法を用い、毎年3回程度実施しています。年度の後半に開催する場合もあるため、今後、開催時期について検討していく必要があります。

管理職研修やライフステージに応じた研修（中堅教諭等資質向上研修、初任者等研修）、夏季教育課題研修、幼児教育研修においても、特別支援教育に関する内容を、実施しています。

また、各校（園）の状況に応じて、特別支援教育をテーマとした校（園）内研修を実施している学校（園）もあります。

<取組み内容>

特別支援学級担任教員研修の効果的な開催時期について検討するとともに、より実践的な内容を取り入れ、実施していきます。

管理職研修やライフステージ応じた研修等についても、それぞれの職層を踏まえた内容を計画的に実施するとともに、研修アンケートの結果等を反映するなど、より効果的な研修となるよう取り組みます。

また、校（園）内研修については、引き続き各校（園）の実施を支援していきます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
特別支援学級担当教員研修	実践的な研修の実施・充実		
職層等に応じた研修	計画的かつ特別支援教育を取り巻く環境の変化等を踏まえた内容の実施		
校（園）内研修の支援	校（園）内研修の支援	校（園）内研修の支援	校（園）内研修の支援

教育研究活動（教材開発・研究を含む）の実施

<現状及び課題>

第1期計画の行動期間である平成28年度から平成29年度においては、教育ビジョン推進研究開発校等を指定し、「特別支援教育の視点を生かした学習指導で学力の伸長」「一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実」「自己有用感を高める活動の工夫」などの研究や成果の普及などを実施しています。

また、現場の教員は、校（園）務や保護者対応等に追われ、個人やグループ等での主体的な研究活動が十分にできない状況があります。また、ICT技術の急速な進歩等を見通し、常に新たな研究に取り組む必要がありますが、様々な先駆的な教材に触れる機会が少ないといった課題もあります。

<取組み内容>

引き続き、研究開発校・研究指定校・研究奨励校等による研究を実施し、教員の専門性向上を図ります。

また、教育委員会では平成33年度の「世田谷区教育総合センター」の開設に向けた検討を進めており、教育研究機能の充実を目標の一つに掲げています。特別支援教育の指導に関する研究やICT機器を活用した教材開発等についても、「世田谷区教育総合センター」の開設を見据えた検討を行い、教員の専門性の向上を図ります。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
研究開発校等による研究の実施及び成果普及	研究開発校等による研究の実施及び成果普及	研究開発校等による研究の実施及び成果普及	研究開発校等による研究の実施及び成果普及
教育研究活動の充実に向けた検討	専門的・先駆的な研究活動の推進に関する検討	教員の主体的な研究活動の促進及び支援に関する検討	教育研究活動の充実

専門性向上プロジェクトの実施 新

<これまでの取組み>

世田谷区では、平成23年度から平成24年度にかけて、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、「特別支援学級と特別支援学校の連携による専門性向上プロジェクト」（以下「専門性向上プロジェクト」といいます。）を実施しています。

当時の専門性向上プロジェクトでは、祖師谷小学校、桜町小学校、芦花中学校（固定・知的）が、都立久我山青光学園から計画的・継続的な支援を受けることで、特別支援学級担当教員が児童・生徒の実態把握の方法等についての理解を深め、児童・生徒の課題を的確に捉え、指導の改善・充実につなげることができました。

指導の改善・充実を図ったことにより、児童・生徒がより一層充実した学校生活を送り、また、保護者の特別支援学級に対する信頼を高め、さらに在籍校の通常の学級の教員も特別支援教育の理解をより一層深めるようになるなど、様々な効果がありました。

<今後の取組み内容>

東京都教育委員会では、過去に実施した専門性向上プロジェクトの成果を踏まえ、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画において、特別支援学級担当教員の専門性向上事業の実施を明記しています。

世田谷区ではこれまでの経緯を踏まえ、平成29年度に都立久我山青光学園と区立小学校特別支援学級（固定・知的）において、本事業を実施します。都立特別支援学校の支援を継続的・計画的に受けるとともに、その成果を他の特別支援学級へ普及していく仕組みの構築に向け、特別支援学級担当教員の授業力・専門性向上に取り組みます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
区立学校への成果普及	各学級における成果の活用	効果検証・課題改善	各学級における指導の充実

共生社会に向けた教育の推進

【10】障害者理解教育の推進

誰もが互いに人格と個性を尊重し、支えあい、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会の実現を目指すには、子どものころから多様な人とふれあう経験を積み重ねることが大切です。世田谷区では、区立小・中学校の特別支援学級と通常の学級、また都立の特別支援学校と区立の小・中学校との間で授業参加や給食、スポーツや体験活動など、交流及び共同学習に取り組んでいます。

人権や多様な個性を尊重する教育

<現状及び課題>

様々な差別や偏見をなくし、互いに尊重し合う社会を築くためには、学校教育の果たす役割は重要です。世田谷区では、「第2次世田谷区教育ビジョン」の基本的な考えに多様性の尊重を掲げ、子ども一人ひとりの多様な個性や能力を十分把握し、個に応じた指導をきめ細かく行う教育を目指しています。各学校では、全ての教育活動を通じて人権教育の推進に取り組んでおり、人権に関する基礎的な知識や理念の理解を深めるほか、自他の人権の尊重や多様性を温かく受け入れるといった態度的な側面、コミュニケーション能力や違いを認め合える能力の育成といった技能面の側面について学んでいます。

また、子どもたちに人として生きるうえで大切な人間性・道徳性をはぐくむとともに、社会の構成員としての自覚や社会生活を送るうえで必要な規範意識や生活習慣を身につけるため、道徳教育の充実に取り組んでいます。

さらに、東京都教育委員会は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を子どもたちの人生にとってまたとない機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を都内全ての公立学校で展開しています。「東京都オリンピック・パラリンピック教育」では、子どもたちに特に身に付けてほしい資質の一つに「障害者理解」が挙げられており、障害者理解の学習・体験や障害者との交流を通じて、障害を理解する心のバリアフリーの浸透を目指しています。

障害のある子どもと障害のない子どもたちが共に学ぶ仕組みなどのインクルーシブ教育システムの構築に向け、学校（園）現場で障害のない子どもたちに障害者理解を促進していく必要があります。

<取組み内容>

子どもたちが、正しく障害者理解をするためには、「正しい知識の習得」「体験的な活動」「実践的な活動」「振り返り」といったサイクルをつくっていくことが重要です。世田谷区がこれまで取り組んできた人権教育や道徳教育の成果を生かすとともに、各校において、学校の教育活動全体を通して、各教科等の相互の関連を図るなど、発達段階に応じた指導を実施していきます。

また、オリンピック・パラリンピックを契機とした障害者理解に向け、学習やボランティア体験の充実を図ります。

さらに、地域の福祉団体等が、学校へ出向いて障害者理解教育を実施する取組み（以下、「出前型啓発事業」といいます。）について検討し、障害者理解教育を推進していきます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
人権教育の実施			
道徳教育の実施	成果を活用した各教育活動の実施、効果検証、課題改善	成果を活用した各教育活動の実施、効果検証、課題改善	各教育活動の充実
オリンピック・パラリンピックを契機とした学習や体験の検討・実施 【新】			
出前型啓発事業の検討【新】	出前型啓発事業の実施	効果検証・課題改善	出前型啓発事業の充実

交流及び共同学習等の充実

<現状及び課題>

オリンピック・パラリンピックを契機とした交流活動の実施については、世田谷区スポーツ振興財団などの協力を得て、車椅子テニスやボッチャ、ゴルフボールなどのパラリンピアンなどとの交流が多くの学校で行われています。子どもたちは目標を達成するまで諦めない強さなどに感動したり、これからの自らの生き方を考えいくきっかけづくりになったりしています。

交流及び共同学習については、内容や実施方法などを教育課程に位置づけ、児童・生徒の状況などに配慮しつつ、給食交流や運動会、学芸発表会、クラブ活動、教科の学習など、日常における学校生活の様々な場面において、相互にふれあい、理解を深めています。

また、平成28年度の副籍制度においては、特別支援学校に在籍している約120人の児童・生徒が、副籍校（在住地域の区立小・中学校）の児童・生徒と直接交流や間接交流を実施しています。

<取組み内容>

地域共生社会の形成に向け、オリンピック・パラリンピックを契機としたボッチャ等の障害者スポーツを通じた交流活動の充実を図ります。

また、区立小・中学校の特別支援学級と通常の学級において、交流及び共同学習等を実施し、相互理解の促進を図ります。さらに、都立特別支援学校在籍者と副籍校（在住地域の区立小・中学校）との副籍交流に取り組んでいきます。

交流及び共同学習の実施にあたっては、特別支援学級等に在籍する児童・生徒が豊かな社会性などをはぐくんでいけるよう、また、通常の学級に在籍する児童・生徒が障害者理解のための学習の成果を生かすことができるよう、取り組んでいきます。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
オリンピック・パラリンピックを契機とした交流活動の実施【新】	交流活動の実施、効果検証、課題改善	交流活動の実施、効果検証、課題改善	交流活動の実施、効果検証、課題改善
交流及び共同学習の実施 副籍制度による交流活動の実施	交流及び共同学習等の実施、効果検証、課題改善	交流及び共同学習等の実施、効果検証、課題改善	交流及び共同学習等の充実 相互理解の促進

保護者や学校関係者への理解啓発 新

<現状及び課題>

第1期計画では、「特別支援教室」の導入に伴い、教職員やクラスメイト、保護者、地域の人々が学び方の違いを受け止め、理解していくことが重要であると考え、全小学校において障害者理解の啓発を実施しています。

しかし、インクルーシブ教育システム構築の推進にあたっては、普段から地域に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と周囲の人々との相互理解が重要であることから、小学校における障害者理解のみならず、学校（園）・家庭・地域が連携・協働し、より幅広く障害者理解を促進していく必要があります。

<取組み内容>

世田谷区における特別支援教育推進に関するリーフレットを作成し、保護者や地域の学校関係者、幼稚園、保育所、関係機関等に配付し、その取組みについて、障害者理解の啓発を実施します。

また、特別支援教育や障害者理解等の啓発について、PTAや家庭教育学級との連携に向けた検討を行い、充実を図ります。

年次別計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
リーフレットの作成・配付	内容等の改善、普及・促進	内容等の改善、普及・促進	内容等の改善、普及・促進
PTA・家庭教育学級との連携に向けた検討	検討を踏まえた取り組み		効果検証、課題改善

終わりに

今後、上記の具体的な取組み内容を実行に移し、すべての子どもたちが、いきいとした学校生活を送ることができるよう、また、これから共生社会に主体的に参加できる力を身につけることができるよう取り組んでまいります。

本計画に基づく取り組みの進捗については、年度ごとに確認するとともに、必要に応じて取り組みの見直しを行ってまいります。

* 世田谷区の特別支援教育推進体制（第2期計画に基づく取組み後のイメージ）を資料編の60ページに掲載しました。

資 料 編

1 世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）検討委員会設置要綱

平成29年6月2日

29世教相第139号

（目的及び設置）

第1条 世田谷区特別支援教育推進計画（第1期）の事業活動等を踏まえ、今後の特別支援教育の取り組み内容について検討し、第2期の世田谷区特別支援教育推進計画を策定するため、世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育長に報告する。

- (1) 第2期の世田谷区特別支援教育推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第2期の特別支援教育推進計画の検討に関し、教育長が必要と認める事項。

（委員会の構成）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育相談・特別支援教育課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が指名する。

- (1) 区立学校の校長
- (2) 教育指導課長
- (3) 教育指導課指導主事

（委員長の職務）

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席等を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育指導課及び教育相談・特別支援教育課で処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月2日から施行する。

2 この要綱は、第2期の世田谷区特別支援教育推進計画が策定された日をもって廃止する。

2 世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）検討委員会名簿

1	委員長	教育相談・ 特別支援教育課長	松田 京子
2	委 員	小学校校長会代表	後藤 真司 (世田谷区立笹原小学校長)
3	委 員	特別支援学級 設置校長会代表	寺村 尚彦 (世田谷区立弦巻小学校長)
4	委 員	中学校校長会代表 特別支援学級 設置校長会代表	今田 敏弘 (世田谷区立弦巻中学校長)
5	委 員	教育指導課長	青木 雄二
6	委 員	教育指導課 統括指導主事	松倉 淳之介
7	委 員	教育指導課 指導主事	宮原 興龍

3 世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）検討委員会検討経過

回	開催日	主な議題
1	平成29年 6月 2日	・特別支援教育推進計画（第1期）の成果・見込みについて ・特別支援教育に係る意見交換（課題、取組みの方向等）
2	6月 22日	・特別支援教育推進計画（第2期）の体系図〔素案〕について ・各施策の現状及び課題を踏まえた検討
3	6月 27日	・各施策の現状及び課題を踏まえた検討 ・特別支援教育推進計画（第2期）の構成〔素案〕について
4	10月 23日	・特別支援教育推進計画（第2期）〔素案〕に関する意見交換 ・計画に位置づけた個別事業に関する意見交換
5	11月 30日	・特別支援教育推進計画（第2期）〔案〕について

平成29年 8月 21日	教育委員会	報告書（素案）報告
9月 5日	区議会文教常任委員会	報告書（素案）報告
平成30年 1月	教育委員会	報告書（案）報告
2月	区議会文教常任委員会	報告書（案）報告

検討の過程で次のような機会を通じ、ご意見を伺いました。

- ・「第2次教育ビジョン・第2期行動計画」及び「せたがやノーマライゼーションプラン」策定過程におけるパブリックコメント
- ・障害者団体へのヒアリング
- ・学識経験者等からのアドバイス

平成29年 11月 8日	東京家政大学 家政大学児童教育学科	教授 半澤 嘉博
11月 15日	NPO法人 東京都自閉症協会	副理事長 尾崎 ミオ

4 世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方（平成27年3月）の概要

第1章 特別支援教育施策をめぐる国、東京都、世田谷区の動向

1 国の動向

平成23年 障害者基本法改正
平成24年 中教審特別委員会報告
平成25年 障害者差別解消法制定（28年施行）
平成26年 障害者権利条約批准

ポイント

- ・障害の有無に関わらず共に学ぶことの追求
- ・障害のある児童・生徒への合理的配慮

2 東京都の動向

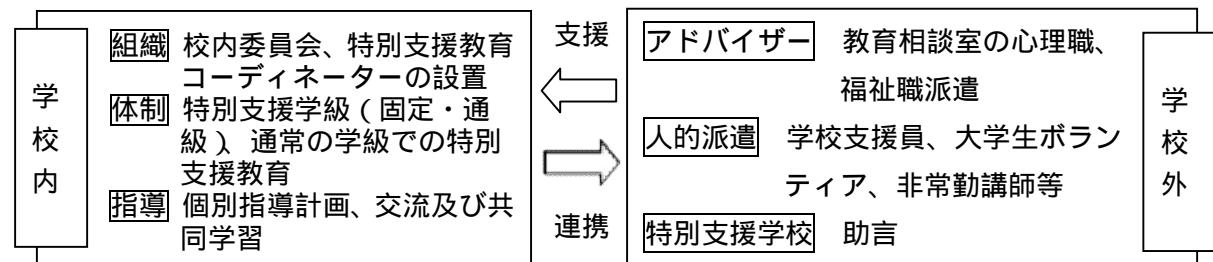
平成24年 小学校「特別支援教室」（情緒障害等の巡回指導）モデル事業開始

3 世田谷区の動向

平成19年 全区立小・中学校で特別支援教育開始

第2章 世田谷区におけるこれまでの取り組みの現状及び課題

1 取り組みの現状



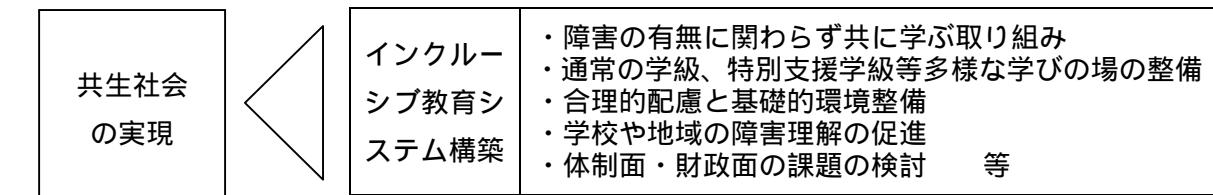
2 現状における課題

（1）支援対象児童・生徒の増加への対応

特別支援学級の児童・生徒数			通常の学級	
	18年度	26年度	比較	
全 体	626人	1,067人	1.7倍	発達障害の可能性のある児童・生徒の割合 (文部科学省調査)
情緒障害(小) " (中)	122人 49人	367人 111人	3.0倍 2.3倍	平成14年度 6.3% 平成24年度 6.5%

情緒障害等の指導を受ける児童・生徒が増えている。

（2）共生社会の形成に向けた対応



第3章 第2次世田谷区教育ビジョンと本検討委員会の位置づけ

1 第2次世田谷区教育ビジョン（平成26年～35年度）の考え方

2 検討委員会の位置づけ

教育ビジョンを踏まえ、学識経験者の助言もいただきながら実務レベルでの検討。

第4章 今後の特別支援教育の推進のあり方

リ：リーディング事業

考え方と取り組みの方向

1 推進の基本的な考え方

- (1) 共生社会の形成に向けた教育環境づくり
- (2) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進
- (3) 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の充実
- (4) 障害理解の推進
- (5) 関係機関（げんき、特別支援学校等）地域と連携した継続的な支援の充実

2 特別支援教育の推進体制

- (1) 学校における支援体制
「校内委員会」の活性化と「特別支援教育コーディネーター」機能の充実
通常の学級における支援
 - ・学校包括支援員派遣の拡充 リ
 - ・非常勤講師の派遣
 - ・「特別支援教室」における支援の充実
- (2) 校外から学校を支援する体制
 - ・(仮称)教育支援チーム（臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家）の創設 リ
 - ・外部機関活用のための情報提供

3 早期からの教育相談、就学相談

- ・教職員、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー等の専門性の活用
- ・保護者の意向の十分な把握と保護者への丁寧な説明・情報提供
- ・就学前機関と小学校とをつなぐ「就学支援シート」の活用

4 特別支援学級における指導・支援

- (1) 特別支援学級（固定学級）における指導・支援
 - ・特別支援学級支援員の拡充
 - ・医療、心理、福祉、教育等の学識経験者の派遣
- (2) 特別支援学級（通級指導学級）における指導・支援
 - ・通級指導学級の指導を在籍校で活用する取り組み
- (3) 特別支援学級の整備
 - ・地域バランスの確保や学級規模の適正化に向けた整備
- (4) 東京都の「特別支援教室」構想への対応
 - ・小学校「特別支援教室」の実施準備 リ
 - ・情緒障害等の指導・支援のあり方の検討（固定学級設置等）リ

5 特別支援教育を充実させるための教員の専門性向上と教材・教具の充実

- ・教員研修、教員への助言等の充実
- ・タブレット型情報端末を活用した授業のモデル実施 リ

6 障害理解の推進と交流及び共同学習の推進

- ・交流及び共同学習の事例の情報提供
- ・副籍制度を早期から活用した交流

7 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」への対応

- ・「合理的配慮」への取り組みと理解・認識の共有化
- ・段階的な「基礎的環境整備」の充実

第5章 検討の継続

障害者差別解消法に基づく国の方針など、特別支援教育や障害福祉についての国や東京都の動向を今後も注視しながら、検討を継続していく。

5 「世田谷区教育総合センター構想」概要

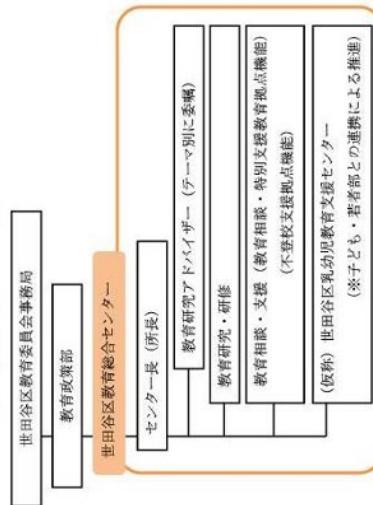
世田谷区教育総合センター構想 概要版		平成29年6月
1 新たな教育センターの整備に向けて (P1～P11)	3 新たな教育センターの基本方針 (P26～P27)	第2次世田谷区教育ビジョン(平成26年3月)では、地域との連携を一層重視し、子ども一人ひとりの多様な個性や能力を尊重しながら、変化の激しい時代を自立的に生きるために必要な「豊かな知力」「豊かな人間性」「健やかな身体・たくましい身体」をバランスよく育んでもらっています。
2 構想の策定にかかる基本的な考え方 (P12～P25)	4 新たな教育センターの改訂と再構築 (P28～P52)	世田谷区の教育推進の中核的な機関として、時代の変化に対応し、学びの再構築などに取り組む、幼稚園・保育所等と小・中学校を積極的に支援する『学校教育の総合的バックアップセンター』として位置づけ、役割を担う拠点として構想する。
5 新たな教育センター機能 (P53～P55)	6 地域連携機能 (P56～P58)	世田谷区の未来に向けた学びの再構築～ ～教職員・保護者・学校・幼稚園・保育所等を支援する～
1 子どもと向き合う世田谷の教育の推進 (P59～P61)	2 子どもの未来に向けた学びの再構築 (P62～P64)	世田谷区のめざす教育を推進する～ ～世田谷区のめざす教育～
3 新たな教育センターの各機能と運営・事業展開の方向 (P65～P67)	4 幼児教育センター機能 (P68～P70)	「新たな教育センター」の基本方針を具体化するために、「教育研究・教職員研修」「教育情報収集・提供」「教育相談・不登校対策」「発信」を推進し、効果的な機能發揮をめざす。 「児童教育センター」「学校支援」「地域連携」の6つの機能を構成し、各機能の連携し、各機能を構成し、各機能の連携を促進する。
5 新たな教育センターの改訂と再構築 (P71～P73)	6 地域連携機能 (P74～P76)	乳幼児期の教育・保育の充実のための調査・研究。 ・ 小学校教育への円滑な接続に向けた世田谷版アプローチ。 ・ スタートカリキュラムの普及・促進と幼稚園・保育所等の運営上の相談等に対する「幼児教育アドバイザー」による支援の実施。 ・ 私立を含めた幼稚園・保育所等と小学校の連携を促進する合同研修や保護者等のキャラアソブ研修の実施。 ・ 「(仮称)世田谷区幼児教育・保育情報連絡会」の設置による交流や連携の推進。 ・ 家庭教育に関する情報提供や講座等の実施など家庭教育支援の充実。
1 教育研究・教職員研修機能 (P77～P79)	2 教育情報収集・提供機能 (P80～P82)	専門性の高い教育を推進する中核的な研究組織の設置。 ・ 教育関係機関との連携・協働による研究水品の貢献等先駆的な調査研究の実施。 ・ 先進的な教育研究・教材開発を可能にするICT環境・機器の整備。 ・ 柔軟な施設運営により保幼小中学校の研究組織や教職員等の自主研究組織への場と機会の提供。 ・ 研修体系の再構築による学習・生活指導・保護者対応等、教員が直面している課題に対する研修の充実。 ・ 学校運営や支援に携わる多様な人材の研修の充実。 (理科・英語支援員、学校生活支援員、スクールカウンセラー等) ・ 小・中学校科学センター事業など、子どもの才能を伸ばす事業の充実。
2) 学校支援の強化 (P83～P85)	3 特別支援教育の充実と教育相談事業の強化 (P86～P88)	子どもの状況を理解し、対応していくことが求められるなか、学校・教職員だけではなく、子どもがいる専門人材を集めさせ、課題に応じて学校に派遣するなど、学校や教職員を支援する中核的な機能が必要である。
3) 配慮をする子どもが増え、また、学校に自分の居場所を見出すことのできない子どもへの多様な対応が求められるなか、教職員の専門性向上のための研修体系の整備や子どもを専門的な視点から継続的に見守るチームの整備など、専門的活動や研究に裏付けられた取り組みを進める必要がある。	4) 乳幼児期の教育・保育の新たな取組み (P89～P91)	多様な対応が求められるなか、教職員の専門性向上のための研修体系の整備や子どもを専門的な視点から継続的に見守るチームの整備など、専門的活動や研究に裏付けられた取り組みを進める必要がある。
4) 乳幼児期の教育・保育の新たな取組み (P92～P94)	5 学校支援機能 (P95～P97)	乳幼児期の教育・保育の新たな取組みの実施などを実施する。 ・ 校長経営・運営に関わる指導・助言や人材の派遣等の事業を担う組織を再編・一元化し、学校支援を強化。 ・ 精神科医や弁護士を中心「教育支援チーム」の体制強化・充実による課題の深刻化防止や早期解決と、特別支援教育に關わる専門チームの派遣等による学校経営・学校運営の課題解決。 ・ 学校運営に携わる各種支援員などの人材バンクの構築、運用による学校、教職員の負担軽減。
5) 教育センターの現状と課題 (P98～P100)	6 地域連携機能 (P101～P103)	事業の多くは、教育指導課や教育相談・特別支援教育などの事務局各課により教育センターの分散した各諸室を利用して取り組まれており、教育センターの組織には、研究や研修の企画を行う人材の配置をしていないなど、主目的的な事業活動は限られている。 ・ 現在の施設は、教員同士の交流や専門人材の集約などを行為にあたっては、施設面においてキャラクティ不足であり、多様な研修・研究などを支える設備や機能面における課題がある。
6) 新たな教育センターの必要性 (P104～P106)		事業の多くは、教育指導課や教育相談・特別支援教育などの事務局各課により教育センターの現状と課題に対して取り組んでおり、教育センターの組織には、研究や研修の企画を行う人材の配置をしていないなど、主目的的な事業活動は限られている。 ・ 教育を取り巻く課題に対し、主として指導力を高めたいという教職員を入し、教員同士で自主的に研究に取り組むなど、指導力を高めたいという教職員を積極的に支援する必要がある。 ・ 専門性や学研的枠組みに裏付けされた研修や多様な実践的アクトビティを生み出す場、学校支援に携わる人材を集約し、専門性の高いチームを組織して支援する連携の拠点、区民が世田谷区の教育に参加・参画する交流と情報発信の場の整備が必要である。

6 新たな教育センターの組織運営のあり方

(1) 実施体制

新たな教育センターは、教育委員会事務局の組織の再編を行った上で、専門性の高い調査・研究を担う組織、学校経営・学校運営や子どもと保護者を支援する組織、及び、乳幼児期からの教育・保育を推進する組織で構成し、連携して学校・幼稚園・保育所等、子ども、保護者を支援していく。

< 推進体制 (イメージ図) >



世田谷区の教育を取り巻く状況や、国の教育改革の動向など時代の変化を捉え、特色のある、質の高い教育をめざし、教育に関するシンクタンクの役割を担う。

教育相談・支援

教育相談や不登校相談を一元化した総合的な教育相談の拠点としての役割と、学校経営や学校運営上の課題、いじめ・不登校への対応、特別支援教育の推進に対して、学校をサポートする役割を担う。また、大学・地域との連携の拠点として、地域人材の発掘等の役割を担う。

〔仮称〕世田谷区乳幼児教育支援センター

『世田谷区幼稚教育・保育推進ビジョン』を踏まえ、教育委員会子ども・若者部が連携し、乳幼児期の教育・保育の充実に向けた施策を推進する役割を担う。

7 新たな教育センターの施設構想

新たな教育センターは、「未来を担う子どもを地域とともに育む拠点」として、6つの機能を集約し、その連携により世田谷区のめざす教育を推進するため、以下の3つのゾーンを核とし、ほつとスクールの機能を併せた整備を行う。

交流ゾーン

- ・区民が気軽に訪れ、世田谷区の教育に関する情報・資料等に触れるとともに、ミニイベント・ミニ講座等の場とし、懇親会・区民が、世田谷の教育に参加・参画する場。
- ・未就学・未就園の親子が、世田谷区の教育を知る場。
- ・未来の世田谷区の教育を発信する魅力的な空間。
- ・研究ゾーン
- ・教職員、保育士等の教育関係者の研究や研修、教材開発、ワークショップの場として、交流・対話・研究・創造・発信を促進する場。
- ・無線LANやICT機材を活用した活動を推進する場。
- ・様々な実験的アクティビティを生み、フレキシビティが高い空間。

統合事務室

- ・専門スタッフや事業運営スタッフをすべて集約し、専門性の高いチームを組織し、学校、教職員、子ども、家庭を支援する連携の拠点。

（P53～P55）

B 今後の取り組み

(1) 平成29年度からの取り組み

- ・開設前に取り組む先行事業は、以下のとおり。
 - ・「教育支援チーム」による支援強化等、学校・教員の負担軽減の取り組みの充実創設する。
 - ・校長・副校长を支援する仕組みの強化。
- ・次期学習指導要領を踏まえた教科「日本語」の検討と世田谷区教育要領の改訂。
- ・道德・小学校英語活動の教科化、「主体的・対話的で深い学び」等への対応に関する研究・研修。
- ・世田谷版アート・スタートカリキュラムのモデル実施・検証等。
- ・(仮称)乳幼児教育アドバイザーモデルの実施。

(2) 重点に向けた課題

- ・平成33年の施設の開設に向けて、「第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画」の策定や新学習指導要領の導入等を見据え、以下の課題に取り組む。

- ・新たな教育センターの開設後の運営組織のあり方の検討と、それを見据えた段階的な教育委員会事務局内の組織改正。
- ・研究機能強化に向けた外部研究職の配置等の研究組織の具体化。

- ・保幼小中学校の教育研究組織や教職員の自主的な研究活動の促進。
- ・校内研修と新たな教育センターが担う研修の役割分担と研修体系を再構築。
- ・学校運営や支援に携わる多様な人材の研修の充実。
- ・総合教育相談窓口のあり方の検討、「(仮称)不登校対策アクションプラン」に基づく支援の充実。

- ・子ども・若者部等、子どもの支援に関する関係部署との連携や役割分担の検討。
- ・開設後は、継続的に評価・検証、改善を繰り返し行うことで新たな教育センターに求められる機能を発揮していく。

(3) 整備に向けた取り組み

平成29年度 世田谷区教育総合センター構想策定・基本設計

平成30年度 実施設計

平成31年度 解体工事・建築工事 準備組織設置

平成32年度 建築工事

- ・平成33年度 建築工事・世田谷区教育総合センター開設(予定)

世田谷区教育総合センター構想の構成

- 1 新たな教育センターの整備に向けた基本的な考え方
- 2 構想の策定にかかる基本的な考え方
- 3 新たな教育センターの基本方針
- 4 新たな教育センターの機能
- 5 新たな教育センターの各機能と運営・事業展開の方向
- 6 新たな教育センターの組織運営のあり方
- 7 新たな教育センターの施設構想
- 8 今後の取り組み

6 「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」概要

世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン 概要版

第1章 世田谷区幼児教育・保育の状況（アンケート調査等）	
# 世田谷区の幼児教育・保育の状況（アンケート調査等）	<p>◆家庭における幼児教育</p> <ul style="list-style-type: none">○0～5歳児の人口は、平成23年1月から5年で4,455名増加（平成23年1月1日現在 35,628人⇒平成28年1月1日現在 44,083人）○3世代家庭が少なく、保護者以外に日常的に子どもを見てもらえる人がいない割合が54.3%○保育施設の0～5歳児の入園割合が年々增加しており、施設を含めた全体の34%（平成28年4月 前年比3%増）○3～5歳児では、幼稚園・認定こども園の入園割合が56%○区立小学校へ就学する割合は、約85%○子どもに将来どのような人になって欲しいかについては、「自分の意見をしつかり持つる人」が63.7%で1位、「自分の家族を大切にする人」が44.8%で2位
# 幼稚園・保育所等における幼児教育	<p>◆幼稚園・保育所等における幼児教育</p> <ul style="list-style-type: none">○幼稚園・保育所等ともに保育者の1／3が採用5年未満の教員が約50%が30歳未満であり、若手の幼稚園教員が多い○保育者の参加促進」が保育士が約55%、幼稚園教員が約44%と高いものが必要となるべきであると想定する割合は、幼稚園教員が約55%、幼稚園教員は、「幼稚園への参観と乳幼児理解」が約54%○「特別な支援を必要とする子どもの指導」も高い割合○保育園長、幼稚園園長が、乳幼児教育支援センターに期待する機能は、「教育相談・家庭教育支援」「保育園長が約59%、幼稚園園長が約71%」、「研修機能」（保育園長が約66%、幼稚園園長が約57%）が高い割合を占める
第2章 世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンの基本的な考え方	
# 状況と課題	<p>①幼稚園・保育所等との共通理解や連携するためのシステムづくり</p> <p>②小学校と幼稚園・保育所等が連携するためのシステムづくり</p> <p>③区内幼稚園・保育所等への体系的な支援のあり方と、世田谷区の役割の明確化</p> <p>④保育者等の経験や役割等に応じたきめ細やかな研修体制やキャラリアップの仕組みづくり</p> <p>⑤配慮を必要とする子どもへの支援体制等のあり方</p> <p>⑥家庭や地域の乳幼児期における教育・保育力の向上に向けた取組み</p> <p>⑦乳幼児教育支援センターの役割</p>
# 目的	<p>○世田谷区が乳幼児期に大切にする子どもの育ちや育む力を明確にし、保護者や幼稚園・保育所等、小学校、地域など区全体が共有し、連携しながら取組みを進めること</p> <p>○幼稚園と保育所等の枠組みを超えた乳幼児期における教育・保育の質の向上</p> <p>○乳幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続</p> <p>○家庭・地域との連携</p>
# 位置づけ	<p>○第2次世田谷区教育ビジョン及び世田谷区子ども計画（第2期）の内容を踏まえ、乳幼児期における教育・保育のあり方を示す</p> <p>○具体的な施策を計画化し、取組みを進める</p>
# 計画期間	<p>○「第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画」の中で、平成30年度から平成33年度までの4年間の具体的な取組みを示すことを検討する</p>
第3章 世田谷区がめざす乳幼児期における教育・保育	
# 乳幼児期の育らの過程	<p>○乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、人格形成の基礎が形成される時期</p> <p>○子どもが示す様々な行動や欲求に、優しく語りかけたり、あやしたり、抱いたりするなど、相互的なかわりの中で、人に対する信頼感や情緒的な絆を築き、愛着関係へと発展していく</p> <p>○人、物、自然などと出会い、感性を動かせながらたくさんの経験を積み重ねていくことにより、自ら興味や関心を持つて、自分を取り巻く環境と自発的・主体的に自分への自信を深め、様々なことに関心を持ち、意欲的に自分を取り巻く環境にかかわっていくうとする</p> <p>○幼児期の終わりごろには、これまでいろいろな体験を通して、達成感を味わい自分への自信を深め、生涯を送るうえで自己肯定感や他者への信頼感、感情を調整する力、粘り強くやりぬくなどの非認知的能力を育むことにもつながる</p>

第4章 取組みの方向性

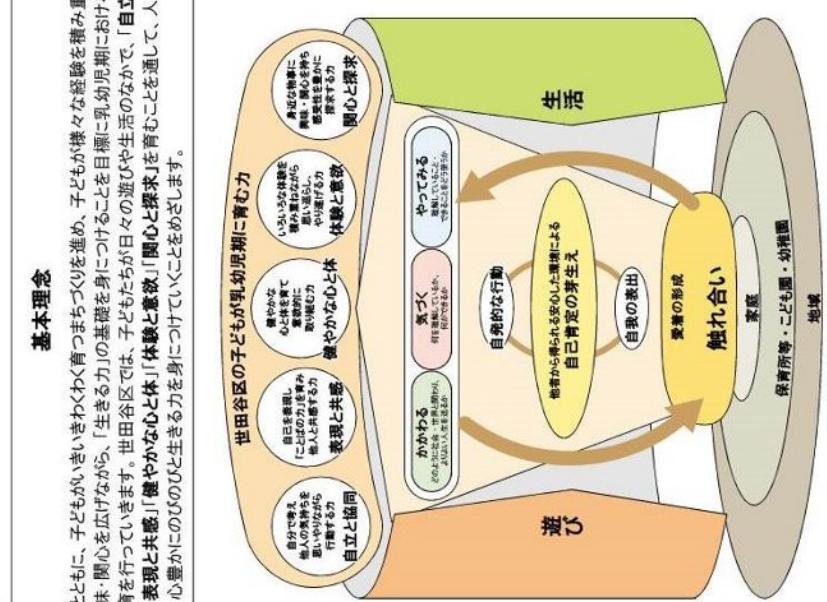
取組みの方向性

乳幼児期における教育は、乳幼児の特性から、小学校以降のようなわが教科指導で行われるのでなく、環境を通して行う教育が基本となります。乳幼児は、自發的な活動である遊びや生活中で、感性を働かせて、美しさを感じ取つたり、できるようになることを発達しながら、いろいろな方法を工夫したりすることによって、管轄能力が養まれていきます。幼稚園や保育所等では、保育者等が専門性を發揮し、総合的な教育を行っています。

100

拿理本基

区民とともに、子どもがいきいきと育つまちづくりを進め、子どもが様々な経験を積み重ね、興味、関心を広げながら、「生きる力」の基礎を、身につけることを目標に乳幼児期における教育を実現していくことを目指す。世田谷区では、「子どもたちが日々の遊びや生活のなかで、自立と協調性を身につけ、社会に貢献する人材やかるな心」を「心探求」「心育むことを通して、人を思ふ」として、心探求「表現やかるな心」を実現していくことをめざします。



7 主な特別支援教育関係機関の一覧

(平成29年9月19日現在)

	関係機関の名称	所在地	概要	問い合わせ先
世田谷区	教育相談室	総合教育相談室 世田谷分室 玉川分室 砧分室 烏山分室	学校支援、メンタルフレンド派遣、不登校に関する相談 幼児・小・中学生からの教育に関する相談	3429-0411 3410-5010 3709-2403 3483-3404 3305-2022
		世田谷 北沢 玉川 砧 烏山	保健指導等(両親学級・家庭訪問など) 健康診査、障害に関する相談など	5432-2896 3323-1736 3702-1982 3483-3166 3308-8246
		世田谷 北沢 玉川 砧 烏山	子育てに関わる相談等の 児童福祉に関する相談	5432-2848 3323-9906 3702-1189 3482-5271 3326-6155
		世田谷 北沢 玉川 砧 烏山	障害者自立支援の相談、障害者(児)への 保健福祉サービス	5432-2865 3323-1734 3702-2092 3482-8198 3326-6115
		世田谷区立総合福祉センター「さくらポート」	障害のある方の相談・訓練等	5376-3411
	世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」	大蔵2-10-18 大蔵二丁目複合型 子ども支援センター2・3階	発達障害またはその疑いのある方の相談・訓練等	5727-2236
	子育てステーション発達相談室	烏山 桜新町 世田谷 成城 梅丘	発達障害またはその疑いのある方の相談・療育等	5384-7811 5426-3521 070-6554-8801 5384-7811 5426-3760
		メルクマールせたがや(世田谷若者総合支援センター内)	ひきこもり等悩み相談、社会参加へのきっかけづくり	3414-7867
		世田谷ホッと 子どもサポート(せたホッ)	いじめや虐待など子どもの権利侵害に関する相談	0120-810-293
	東京都世田谷児童相談所	桜丘5-28-12	子育て全般に関わる相談	5477-6301
	東京都発達障害者支援センター(TOSCA)	船橋1-30-9	本人および家族に対する福祉の相談支援、コンサルテーション、普及啓発、研修	3426-2318
医療機関	都立小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29		042-300-5111
	国立成育医療研究センター	大蔵2-10-1		3416-0181
	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22		3400-1311

8 - 1 区立特別支援学級（特別支援教室）一覧

《小学校》

(平成29年4月1日現在)

学級種別		学校名	学級名	所在地	下車駅	学校代表TEL	学級専用TEL
特別支援学級（固定）	知的障害	三宿	わかば学級	三宿1-12-6	東急バス、小田急バス「三宿」「昭和女子大」歩5分	3411-8456	3411-8458
		世田谷	仲よし学級	宮坂1-38-4	世田谷線「宮の坂」歩4分、小田急線「豪徳寺」歩6分	3420-7241	3420-7243
		松沢	くすのき学級	赤堤4-44-22	京王線、世田谷線「下高井戸」歩1分	3323-0441	3323-0444
		旭	ひまらや学級	野沢1-4-3	東急バス、小田急バス「野沢銀座」歩3分、「上馬」歩10分	3424-1337	3424-8108
		経堂	わかば学級	桜上水1-23-3	小田急線「経堂」歩10分、京王線「桜上水」歩20分	3420-3278	3420-3270
		弦巻	くみ	弦巻1-9-18	世田谷線「世田谷」歩7分	3428-0187	3428-0180
		山崎	仲よし学級	梅丘3-9-1	小田急線「梅ヶ丘」歩8分	3420-7341	3420-7343
		奥沢	わかば学級	奥沢3-1-1	目黒線「奥沢」歩6分、東横線「田園調布」歩10分	3727-3535	3727-1394
		尾山台	けやき学級	尾山台3-11-1	大井町線「尾山台」歩5分	3701-2183	3703-4381
		桜町	わかくさ学級	用賀1-5-1	東急バス「桜町高校前」歩3分、田園都市線「用賀」歩12分	3703-0161	3703-0164
		鳥山	つくし学級	給田1-2-1	京王線「仙川」歩10分、「千歳烏山」歩15分	3300-6158	3300-6449
		祖師谷	ぼぶら学級	祖師谷3-49-1	小田急線「祖師ヶ谷大蔵」、「成城学園前」歩12分	3482-2467	3482-9440
		明正	ひまわり学級	成城3-3-1	小田急線「成城学園前」歩8分	3415-5591	3415-5594
		芦花	ひかり学級	柏谷2-22-1	京王線「芦花公園」歩8分	3303-3301	3303-3309
	肢体不自由	下北沢	くるみ学級	代田6-21-5	井の頭線「新代田」歩7分	3468-0291	3460-6731
		松沢	きはだ学級	赤堤4-44-22	京王線、世田谷線「下高井戸」歩1分	3323-0441	3323-1230
通級指導学級	弱視	奥沢	つくし	奥沢3-1-1	目黒線「奥沢」歩6分、東横線「田園調布」歩10分	3727-3535	3727-4448
		笹原	目の教室	桜丘5-19-1	小田急線「千歳船橋」歩3分、東急バス「笹原小学校」 小田急バス、京王バス「千歳船橋駅」歩1分	3428-8383	3428-9254
		駒沢	きこえの教室	駒沢2-10-6	田園都市線「駒沢大学」歩7分、東急バス「駒沢」歩5分	3424-0855	3424-0857
	難聴	烏山北	きこえの教室	北烏山6-3-1	京王線「千歳烏山」歩7分	3300-5764	3309-3420
		駒沢	ことばの教室	駒沢2-10-6	田園都市線「駒沢大学」歩7分、東急バス「駒沢」歩5分	3424-0855	3424-0857
		九品仏	ことばの教室	奥沢8-12-1	大井町線「九品仏」歩5分	3703-0458	3703-0612
		砧	ことばの教室	喜多見6-9-1	小田急バス、東急バス「東京都市大付属小学校前」歩3分	3417-4477	3417-4822
	言語障害	烏山北	ことばの教室	北烏山6-3-1	京王線「千歳烏山」歩7分	3300-5764	3309-3420

《小学校特別支援教室（巡回グループ）》

(平成29年4月1日現在)

グループ	拠点校	巡回校	グループ	拠点校	巡回校
1	若林	代沢・山崎・代田	10	玉川	二子玉川・瀬田・中町
2	太子堂	三軒茶屋・池尻	11	京西	用賀・砧南・喜多見
3	桜	弦巻・松丘	12	八幡	奥沢・東玉川
4	多聞	三宿・池之上	13	尾山台	九品仏・等々力・玉堤
5	中里	旭・駒繫・中丸	14	烏山	烏山北・給田
6	松原	松沢・北沢・赤堤・下北沢	15	明正	千歳
7	上北沢	八幡山・武蔵丘	16	船橋	祖師谷・砧
8	城山	桜丘・世田谷	17	希望丘	経堂・笹原・山野
9	深沢	駒沢・東深沢・桜町	18	千歳台	塚戸・芦花

《中学校》

(平成29年4月1日現在)

学級種別		学校名	学級名	所在地	下車駅	学校代表TEL	学級専用TEL
固定	知的障害	松 淳	ときわ学級	桜上水4-5-2	京王線「桜上水」歩5分、世田谷線「下高井戸」歩7分	3303-7381	3303-9780
		弦 巻	I 組	弦巻1-42-22	世田谷線「上町」歩12分、東急バス「弦巻中学前」歩1分	3428-8381	3428-8183
		八 幡	C 組	等々力6-4-1	大井町線「九品仏」歩8分	3701-2161	3701-2163
		砧	I 組	成城1-10-1	小田急線「成城学園前」歩10分 東急バス、小田急バス「東京都市大付属中高前」歩2分	3417-2367	3415-2792
		芦 花	I 組	粕谷2-22-2	京王線「芦花公園」歩8分	3302-2571	3302-2573
		上祖師谷	I 組	上祖師谷7-10-1	京王線「仙川」歩15分 小田急バス「若葉町」歩10分	3308-9683	3308-9633
		世田谷	双葉学級	梅丘3-8-1	小田急線「梅ヶ丘」歩10分、世田谷線「若林」歩10分 東急バス「世田谷区民会館」歩7分、「若林折返所」歩10分	3420-7173	3420-0620
		肢体不自由	東深沢	I 組	深沢4-18-28	田園都市線「駒沢大学」、大井町線「等々力」、東横線「自由が丘」、各駅より東急バス「東深沢中学校」「深沢坂上」「深沢坂下」「深沢不動前」歩2~5分	3703-0151
学校 通級指導	情緒障害等	桜 丘	さくら学級	桜丘2-1-39	小田急線「千歳船橋」歩13分 東急バス「桜丘中学」歩2分	3429-6203	3429-6233
		駒 沢	あじさい学級	駒沢2-39-25	田園都市線「駒沢大学」歩9分、世田谷線「松陰神社前」歩10分 東急バス「駒沢中学校」歩1分	3422-7401	3422-7403
		桜 木	ひ ろ ば	桜1-48-15	世田谷線「宮の坂」歩4分	3420-0149	3428-2643
		深 沢	つ ば さ 学 級	新町1-26-29	東急田園都市線「桜新町」歩13分 東急バス「新町消防署前」歩4分、「深沢中前」歩5分	3403-0165	3703-0176
		尾山台	ひまわり学級	尾山台3-27-23	大井町線「尾山台」歩4分	3701-1171	3701-1193
		世田谷	ひなぎく学級	梅丘3-8-1	小田急線「梅ヶ丘」歩10分、世田谷線「若林」歩10分 東急バス「世田谷区民会館」歩7分、「若林」歩10分	3420-7173	3420-0621
		船橋希望	き ぼ う 学 級	船橋4-20-1	小田急線「千歳船橋」歩18分、京王線「八幡山」歩23分 小田急バス「船橋希望中学校前」歩1分 京王バス「船橋七丁目」歩2分	3484-3741	3484-3743
		難 聴	駒 沢	聞こえの学級	田園都市線「駒沢大学」歩9分 世田谷線「松陰神社前」歩10分 東急バス「駒沢中学校」歩1分	3422-7401	3422-7580

8 - 2 世田谷区内と周辺地域の都立特別支援学校一覧

(平成29年4月1日現在)

	種 別	学 校 名	設置学部	所 在 地 (最寄駅)	電 話
都立	視覚障害	久我山青光学園	幼 小 中	世田谷区北烏山 4-37-1 (京王井の頭線「久我山」歩7分)	03-3300-6235
	聴覚障害	中央ろう学校	中 高	杉並区下高井戸 2-22-10 (京王線「下高井戸」歩5分)	03-5301-3031
		大塚ろう学校永福分教室	幼 小	杉並区永福 1-7-28 (京王線「明大前」「下高井戸」歩8分)	03-3323-8376
		葛飾ろう学校	幼 小 中 高	葛飾区亀有 2-58-1 (東京メトロ千代田線「綾瀬」歩7分)	03-3606-0121
		立川ろう学校	幼 小 中 高	立川市栄町 1-15-7 (JR中央線「国立」バス「立川ろう学校」歩3分)	042-523-1358
	肢体不自由	光明学園	小 中 高	世田谷区松原 6-38-27 (小田急線「梅ヶ丘」歩3分)	03-3323-8421
	知的障害	久我山青光学園	小 中	世田谷区北烏山 4-37-1 (京王井の頭線「久我山」歩7分)	03-3300-6235
		青鳥特別支援学校	高	世田谷区池尻 1-1-4 (東急東横線「祐天寺」歩15分)	03-3424-2525
		矢口特別支援学校	小 中 高	大田区矢口 1-26-10 (東急多摩川線「武蔵新田」歩5分)	03-3759-6715
	病弱	光明学園	小 中 高	世田谷区松原 6-38-27 (小田急線「梅ヶ丘」歩3分)	03-3323-8421
		光明学園そよ風分教室	小 中 高	世田谷区大蔵 2-10-1 (小田急線「祖師ヶ谷大蔵」歩15分)	03-5494-1238

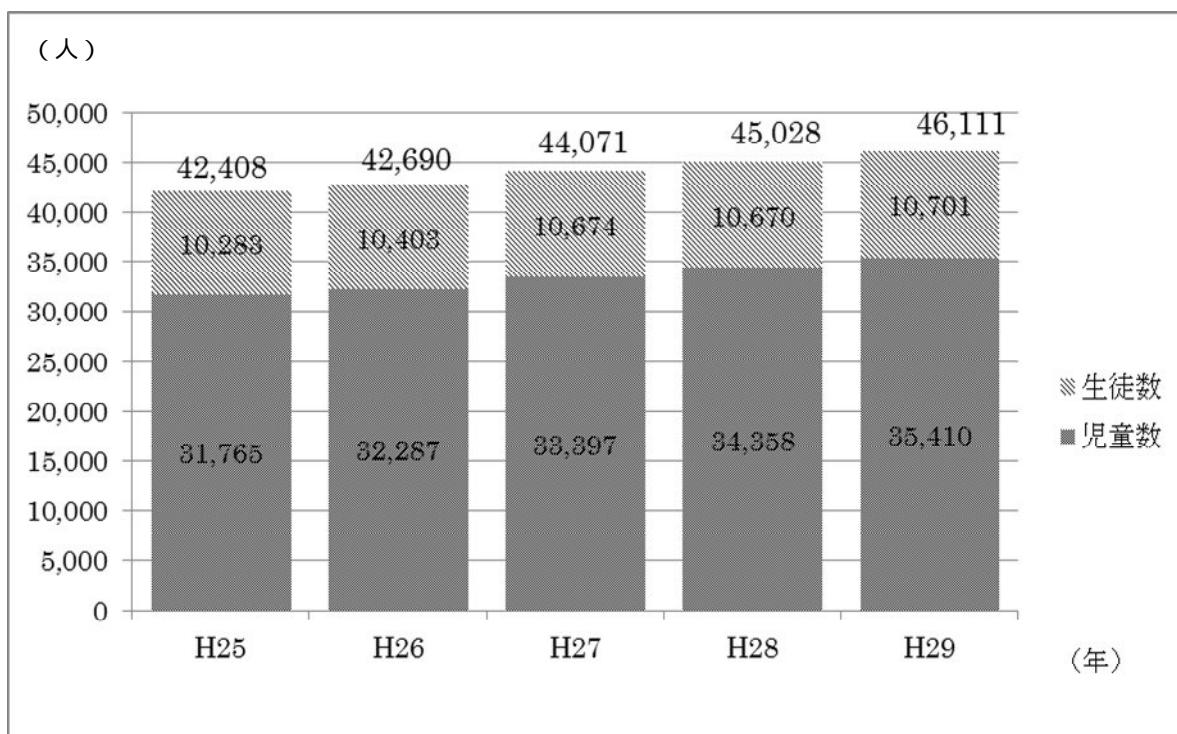
(注) 久我山青光学園は、視覚障害及び知的障害の併設校です。光明学園は肢体不自由及び病弱の併設校です。

(注) 肢体不自由、知的障害特別支援学校には通学区域が設定されています。

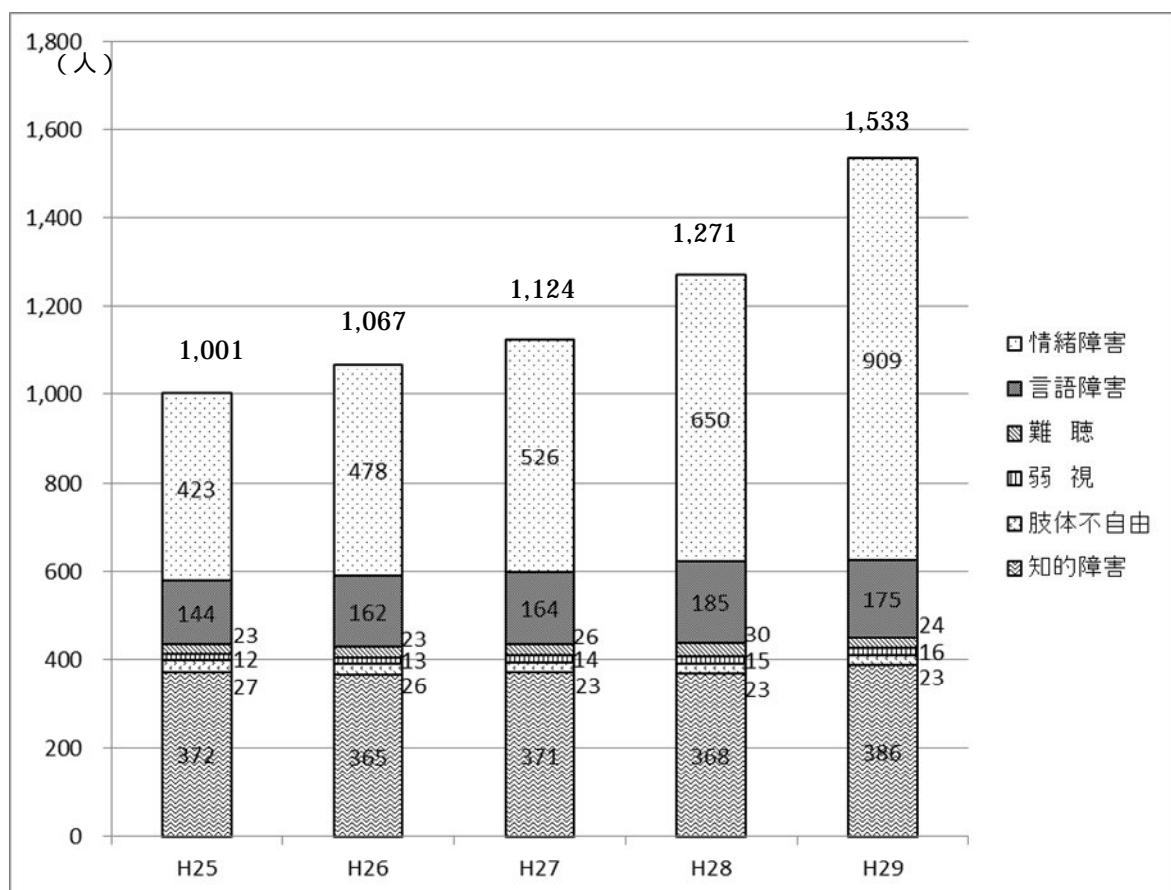
原則として都立特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒は、地域の区立小・中学校に副次的な籍を持つ事になります。【副籍制度】

9 特別支援学級等児童・生徒数の推移

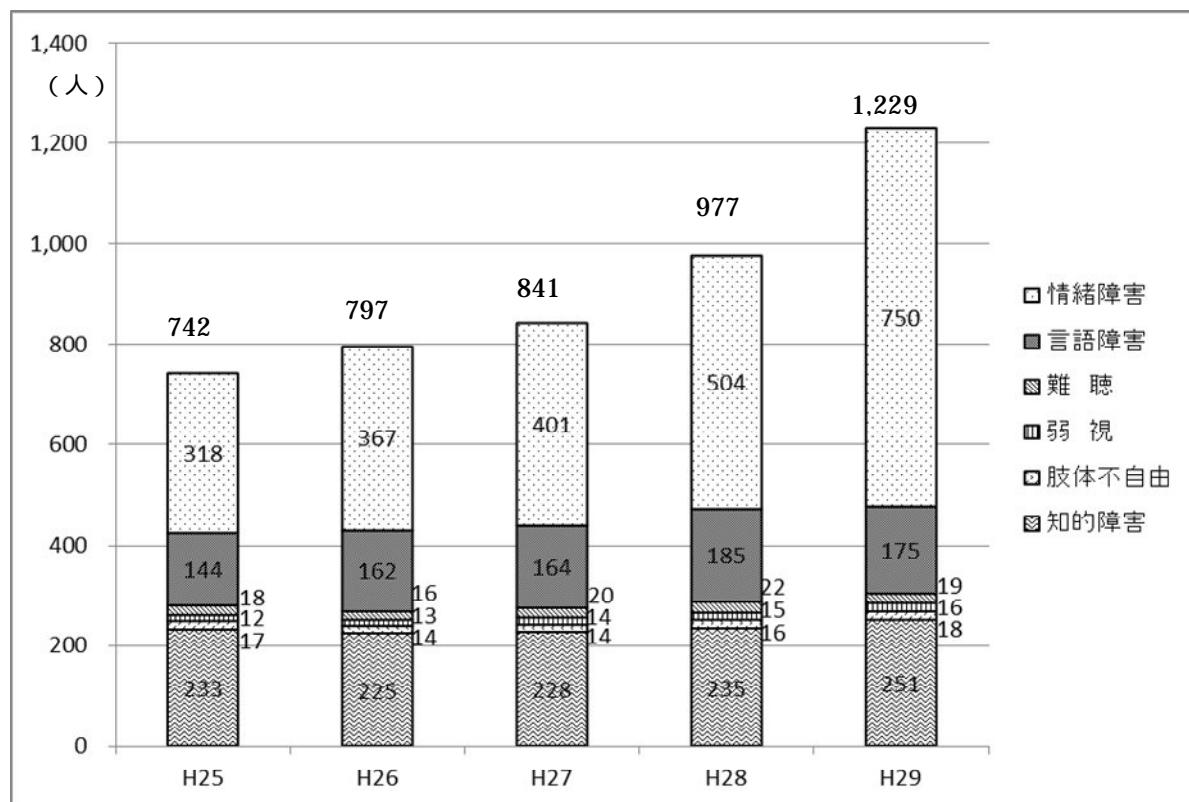
(1) 区立学校児童・生徒数(各年5月1日現在)



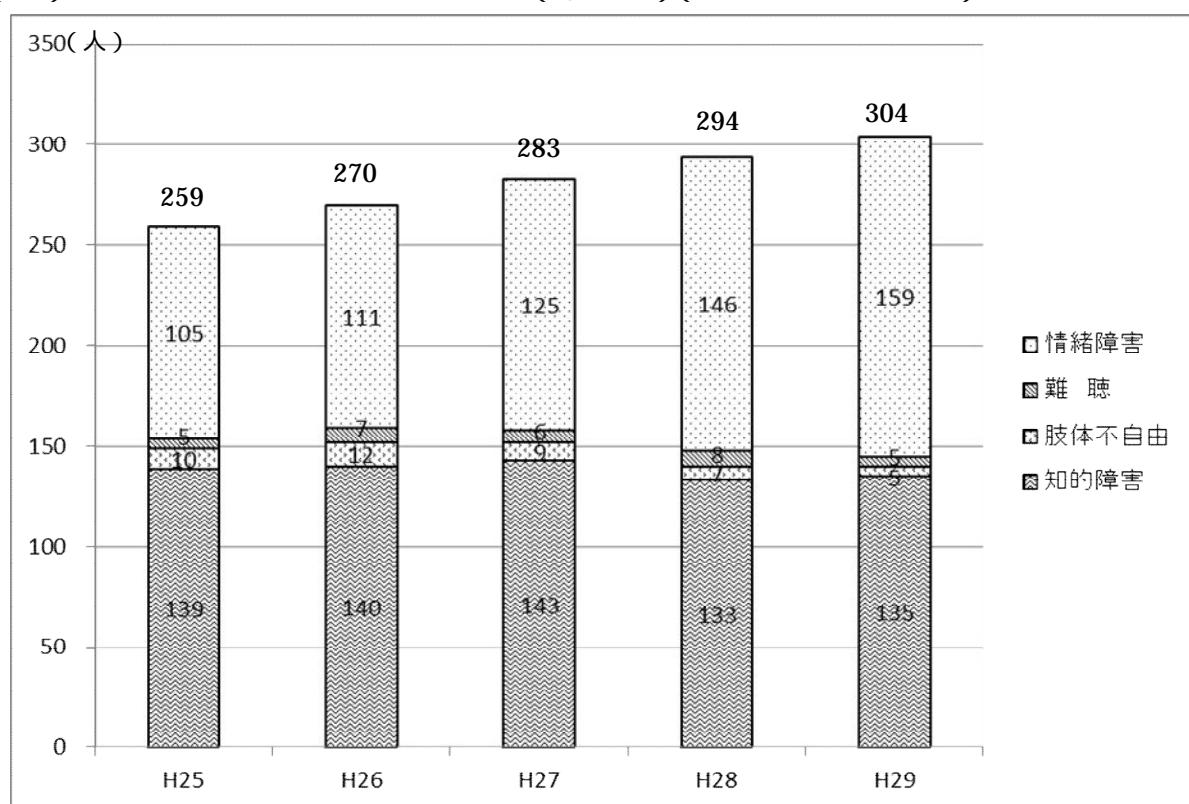
(2) 特別支援学級に在籍する児童・生徒数(各年5月1日現在)



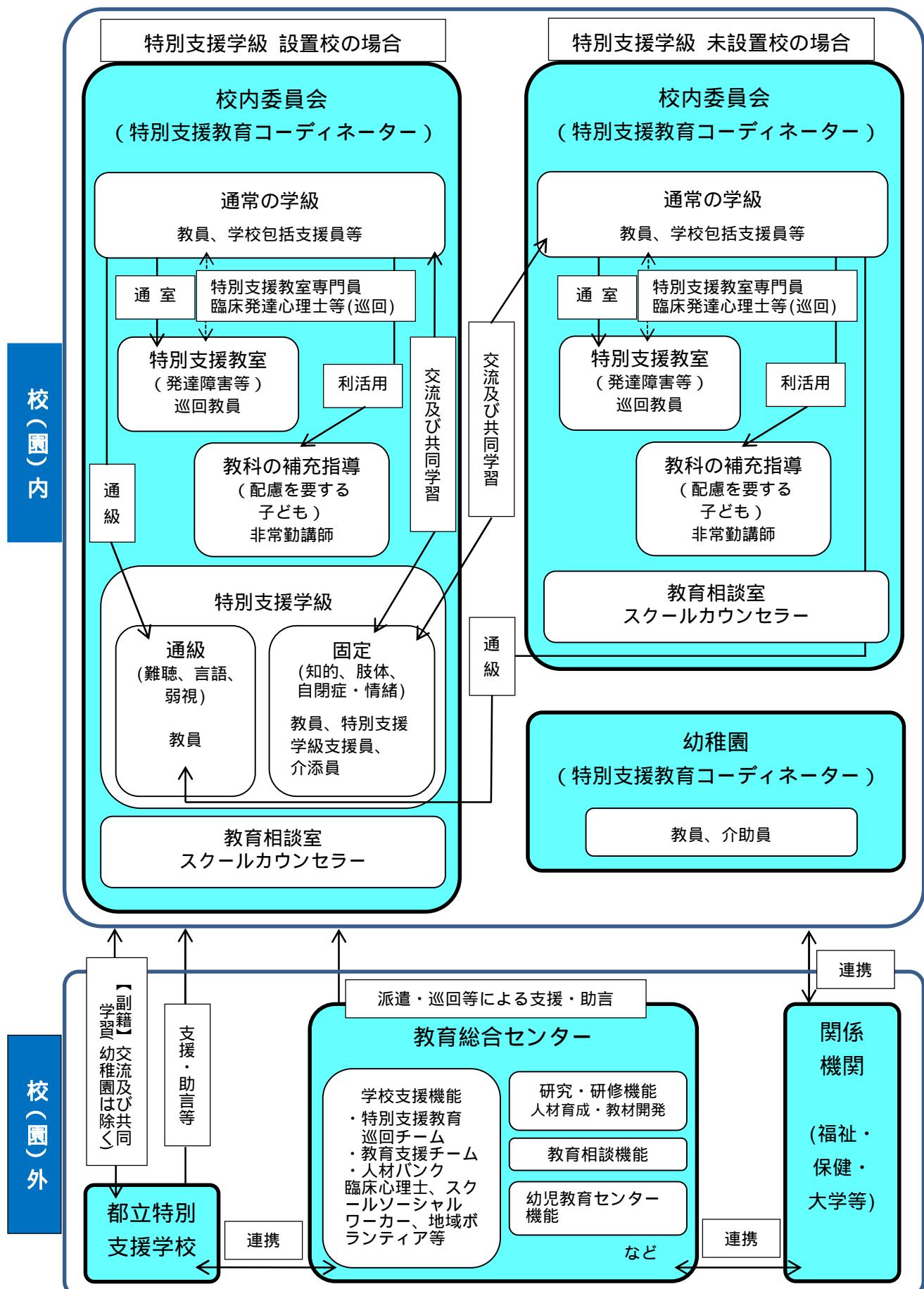
(3) 特別支援学級に在籍する児童数(小学校)(各年5月1日現在)



(4) 特別支援学級に在籍する生徒数(中学校)(各年5月1日現在)



10 世田谷区の特別支援教育推進体制（第2期計画に基づく取組み後のイメージ）



世田谷区特別支援教育推進計画（平成30年度～平成33年度）

発 行 世田谷区教育委員会
編 集 世田谷区教育委員会事務局教育相談・特別支援教育課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電 話 03-5432-2690
F A X 03-5432-3041
U R L <http://www.city.setagaya.lg.jp/>
発行年月 平成30年3月
広報印刷刷物登録番号 1632
